

令和元年御嵩町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年8月30日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和元年8月30日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第9号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 報告第10号 専決処分の報告について（御嵩小学校空調設備設置工事）
 - 報告第11号 専決処分の報告について（伏見小学校空調設備設置工事）
 - 認定第1号 平成30年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 平成30年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第6号 平成30年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 議案第26号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第27号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について
 - 議案第28号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第29号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第30号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第31号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 議案第32号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第33号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
 - 議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 議案第35号 消費税等の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 議案第36号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第37号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第38号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第39号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 40 号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 41 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 42 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 43 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 44 号 財産の取得について
- 議案第 45 号 中濃地域農業共済事務組合同規約の変更について
- 議案第 46 号 中濃地域農業共済事務組合の解散について
- 議案第 47 号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
- 発議第 2 号 新庁舎等建設特別委員会の設置について

議事日程第1号

令和元年8月30日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針（所信表明）の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 2件

(1) 議員派遣報告書

(2) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和元年5月分から7月分まで）

町長報告 3件

報告第9号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第10号 専決処分の報告について（御嵩小学校空調設備設置工事）

報告第11号 専決処分の報告について（伏見小学校空調設備設置工事）

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 29件

認定第1号 平成30年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成30年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第26号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第27号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第28号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第29号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

について

議案第 30 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 31 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 32 号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 33 号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第 34 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 35 号 消費税等の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 36 号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 37 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 38 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 39 号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 40 号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 41 号 工事請負契約の変更について

議案第 42 号 工事請負契約の変更について

議案第 43 号 工事請負契約の変更について

議案第 44 号 財産の取得について

議案第 45 号 中濃地域農業共済事務組合同規約の変更について

議案第 46 号 中濃地域農業共済事務組合の解散について

議案第 47 号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

発議第 2 号 新庁舎等建設特別委員会の設置について

日程第 6 議案の審議及び採決 5 件

議案第 26 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 41 号 工事請負契約の変更について

議案第 42 号 工事請負契約の変更について

議案第 43 号 工事請負契約の変更について

発議第 2 号 新庁舎等建設特別委員会の設置について

日程第 7 特別委員会委員の選任

出席議員 (12名)

議長 高山 由行	1 番 清水 亮太	2 番 福井 俊雄
3 番 奥村 悟	5 番 安藤 信治	6 番 伏屋 光幸
7 番 安藤 雅子	8 番 山田 儀雄	9 番 加藤 保郎
10 番 大沢 まり子	11 番 岡本 隆子	12 番 谷口 鈴男

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 伊左次 一郎
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 亀井 孝年
企画調整 担当参事 長屋 史明	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 須田 和男	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 各務 元規	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 若尾 宗久
保険長寿課長 日比野 伸二	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 鍵谷 和宏
建設課長 早川 均	会計管理者 可児 英治
生涯学習課長 石原 昭治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦	議会事務局 書記 丸山 浩史
--------------	-------------------

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、令和元年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくをお願いします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおりで行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 奥村悟君、5番 安藤信治君の2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る7月29日の議会運営委員会において、本日より9月18日までの20日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月18日までの20日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

町長の施政方針（所信表明）の発表

議長（高山由行君）

日程第3、町長の施政方針（所信表明）の発表を行います。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

新議会で役員構成を決める際の議会以外では定例会としては最初の議会となります。新人さんも緊張の中座っておられると思いますけれど、御嵩町の中で最も権威の高い議会であります。ここで決められたことが町民にとってプラスになることになる、そう考えながらやっていくべきものであります。議論は十分し、そして答えを出すのが我々の仕事だと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

この場をおかりしまして、九州北部豪雨災害によって被災されました皆様方に心からのお見舞いを申し上げます。一日も早い日常を取り戻されることを心から祈っております。

それでは、私の施政方針、所信表明と括弧書きがしてございますが、始めさせていただきます。

御嵩町議会第3回定例会に当たり、御嵩町長4期目の私の所信と、今回の議案に関係する部分を含めて、政策の基本的な考えの一端を述べさせていただきます。

私の4期目の町長選挙は無投票という結果でありました。3期目同様、数字では見えない当選でしたので、今まで町長として取り組んできた政策への評価、これからの4年間を私に託していただく期待は、全て自分で判断し、考えなければなりません。そういったことから大変重みのある結果だと思っています。町議会議員選挙を戦った皆様は、多くの町民の皆様から町政に対する熱い思い、強い要望、時には厳しいお言葉など、数多くお聞きになったのではないのでしょうか。いい町にしたいという思いは、町民の皆様、議員の皆様、そして私も同じであります。議会の皆様とは前向きで建設的な意見を交わし各種事業に取り組むことで、町民の皆様が誇りと自信を取り戻し、笑顔で胸を張ることのできる町にしていきたいと思っております。

4期16年、起承転結があるとするならば、渡邊町政もいよいよ「結」の部分に入ったということになります。「起」を意味する1期目、私が全力を傾注したのは、小和沢に計画されていた産業廃棄物処分場問題の解決でした。町長選挙の際、町民の皆様に約束させていただいたのは2年で解決してみせる。2年の時間をいただきたいでありました。激しい議論を1年間で20回以上行い、1年で計画の白紙撤回、2年で業者の所有する森林の県への寄附が実現しました。これにより、御嵩町はやっと前に歩を進めることができるようになったことは、対外的には1期4年の成果の私自身の全てと言っても過言ではありません。

同時に進めていたのが情報公開と行財政改革です。次につながる準備をしたことによって、渡邊町政の基礎の部分築くことができました。「承」となる2期目、国や県にも積極的に働きかけをし、各種事業にチャレンジしてまいりました。例えを1つ挙げるとすれば、環境モデル都市であります。全国で23都市、県内で唯一の環境モデル都市に選定され、森林経営信託

に代表される各事業の取り組みには、一定の評価はいただいていると自負しております。

3期目、「転」の二大事業の垂炭鉱廃坑問題では、2期目から継続されていたモデル事業が対策事業に、庁舎等整備では耐震改修から移転新築へと、大きな展開がございました。1期目からの積み重ねた人との出会いやめぐり合わせによって好転したものと思っております。

そして、「結」であります。ストーリーでいうなら、結論や完結ということになると思いますが、行政の継続性からいうと、結び、つないでいくことが非常に大切な4年間であると思っております。垂炭鉱廃坑対策事業は4年間で終わるものではありません、これからの2年間で事業継続へ大切な期間でもあります。庁舎等整備も建設して終わりではなく、新庁舎を中心としたまちづくりが始まることとなります。また、願興寺本堂修理事業も完成まであと8年を要します。これら大きな事業を手がけるほかにも各所で重要な課題も多くありますので、皆様の御理解と御協力をいただきながら、さらに充実させたいと考えております。

そして、この4年間は、町長に対しての長期政権への批判が出るのか出ないのかという戦いでもあると思っております。その点に関しては客観的、冷静に自分を見ることを忘れず、今の時代に合ったいろいろなアイデアや方向性を示していきたいと考えておりますので、議員の皆様からも助言や提言をよろしく願いいたします。

3期目の任期が始まって早々、かねてより耐震性に問題のあった役場庁舎をどうしていくのかを検討していただくため、御嵩町庁舎整備検討委員会を組織し、議論を重ねていただいたところですが、3案併記という答申をいただき、結果的に執行部に委ねられることとなりました。私としましても、どの道を選択するか検討を進める中、2度の震度7を記録する熊本地震が発生し、耐震化を済ませた庁舎の被災状況等も視察させていただいた上で木造新築の決断に至ったこと、移転については議会の皆様時間に時間をかけ議論をし、判断をいただきました。これらは御承知のとおりであります。以降、3期目の任期中には、後戻りができない状況まで事業を進める覚悟で取り組んでまいりましたが、建設用地の選定や地権者との交渉等々に時間を費やす結果となったこともあり、やっと基本計画のパブリックコメントを終えた段階に入りました。

この間、議会におかれましても新庁舎整備特別委員会を設置していただき、当時の高山委員長を中心として、協議会、委員会を何度も開催され、建設用地の決定に大きな後押しをいただきましたことに、心より敬意を表するとともに感謝申し上げます。いただいた御意見には、庁舎を木造としたことや可児川に近い場所での建設など、防災上の不安を御指摘いただく声や、無駄のない機能的な庁舎とするためには、設計に当たってはしっかりとした議論と検討を望む声など、さまざまな御意見をいただきました。これらを踏まえ、取り入れるべきものは取り入れ、今後の事業に反映させていくとともに、広く情報を発信しながら進めさせていただきます。

また、中保育園と中児童館についても、耐震性が低く老朽化対策も必要なため、庁舎との一体整備の方針で進めています。民設民営による運営を予定しています中保育園は、円滑な移行を行うため、来年度から指定管理による運営を予定しており、現在、その指定管理者となる杉山第三学園との引き継ぎ保育を行っていますが、混乱もなく、園児や保護者の皆様にも安心して登園していただいているところであります。

これらの事業で私が一番幸せに感じるのは、こうした公共施設建設計画をしますと、否定的な意見が多く発生するものですが、むしろ楽しみにしているとの声、肯定的な意見を多くいただけることです。新庁舎等整備事業は、将来のまちづくりの中心的なエリア整備でもあることから、全力で取り組む所存であります。選挙後の新議会におかれましても、本日、特別委員会を設置されると伺っておりますので、今後とも事業推進に当たっては大所高所から御意見、御助言を賜りたいと存じます。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業は、中、顔戸地内の各地で充填孔の削孔作業を行っており、一部の区域では並行して充填作業も始まっております。9月中には3地区全ての現場で充填作業が開始される予定です。また、基金残額に対応するため、追加地区として認められた発注済みの3地区に隣接する区域、第5-1から第5-3期地区については地盤脆弱性調査が完了し、第三者委員会において調査区域のほとんどがレベル1と判定されました。これらの追加地区について、早急に工事の発注準備を進め、現在施工中の第1期②防災工事、第2、第3期防災工事、第4期防災工事に隣接する各追加地区を、より早く、安く、確実に施工するため、発注済みの各工事の追加工事として発注する工事請負変更契約に関する議案3件について、本定例会に上程させていただきました。

今回の防災対策事業の事業期間は、来年度（令和2年度）末までとなっております、非常に厳しい工期での工事施工となりますが、全ての基金を有効に活用するため、最大限の努力をします。この亜炭鉱跡防災対策事業は、継続されていくことが最も重要なことでもあります。国家の予算編成を見きわめつつ、常識的頻度を保ち、各関係者、関係機関に働きかけたいと思っています。

原生林から地球上に供給される酸素の3分の1を担うアマゾン、地球の肺とも表現されます。今、その原生林が火災で危機的状況にあり、心を痛めています。環境とは一個人のものでも、一国のものでもありません。地球規模で考える、これが私の環境施策の基本です。

環境モデル都市行動計画第2次改訂版を策定してから約6カ月を経過しました。第1次行動計画の5つの取り組み方針を引き継ぐ形で温室効果ガス排出量の削減目標も定めていますが、2013年度と比較した直近5年の削減目標は14%となっており、第1次行動計画と比較して4%ふえたこととなります。これは、近年の経済状況の回復と原発稼働停止の影響による電力

の排出係数の増加などにより全国的に総排出量が増加しているため、その影響を受け削減目標も必然的に増加しているものです。とはいえ、本町が環境モデル都市に選定された理由は、低炭素化社会の実現に向けた取り組みがどこの地方自治体においても低コストで展開可能な取り組みのモデルであり、今回の削減目標も背伸びをしたものではありません。実際、先導性が高く評価されている森林経営信託方式による森林整備の取り組みにおける吸収量の増加については特に成果が上がっており、10年の信託契約期限が満了する2022年度以降に向けて、民有林を含めた施業範囲を拡大するなど準備を進め、吸収源の機能増大に努めてまいります。

排出量の削減については、排出量の多い産業部門について見ると、町内事業所における製品出荷額が年々増加する一方、各企業の努力によりエネルギー消費量が減っていることから排出量は横ばいとなっています。引き続き工業団地連絡協議会などで環境モデル都市としての位置づけを認識していただけるよう働きかけてまいります。また、民生部門においては、住民一人一人が地球温暖化に対する危機的状況に対する理解を高め、それぞれの家庭での取り組みが重要と考えており、引き続き日常生活レベルでできる省エネ活動などに対する意識づけと啓発活動を積極的に行いながら、温室効果ガスの削減に向けて進めてまいりたいと考えております。

名鉄広見線（新可児駅から御嵩駅間）の活性化につきましては、引き続き名鉄広見線活性化協議会で策定した名鉄広見線活性化計画を中心に取り組んでまいります。名鉄広見線は2020年に開通100周年を迎えます。開通100周年記念プロジェクトとして、映画制作やInstagramフォトコンテスト、新キャッチコピー・ロゴマーク募集などを進めており、地域にとって必要な社会インフラである認識を高めたいという考えであります。

利用促進につきましては、名鉄広見線を守ろう会、御嵩あかでんランド実行委員会、そのほか各種実行委員会等によるイベント、工業団地各企業や住民の皆様の電車通勤、日ごろの電車利用意識などにより、利用者の下げどまり感が見られ、感謝しております。引き続き皆様の協力が不可欠でありますので、何とぞよろしくお願いいたします。

町では本年度、御嵩町地域公共交通網形成計画を策定いたしますが、コミュニティバスなど公共交通の利便性を向上させ、名鉄利用につながる計画にしたいと考えております。御嵩駅までの名鉄広見線は、町民にとって必要な社会インフラであるという考えは、私の中で揺るぎないものであります。存続し続けることに引き続き努めてまいります。

2020年も間近に迫り、この可児郡にあったとされる明智荘出身の武将明智光秀にスポットを当てたNHKの大河ドラマ「麒麟がくる」が始まります。岐阜県はもちろんのこと、光秀にゆかりのある県内市町もこの地域に多くの方が訪れることを想定し準備を進めているところでもありますし、名鉄広見線の利用にもつなげたいと考えております。

先般、このドラマの時代考証を務める静岡大学名誉教授の小和田哲男先生にお会いする機会

がありましたので、本町においても光秀に従って本能寺を攻めた可児才蔵と、明智荘随一の平城である乱世の堅城としての遺構が今もなお残る顔戸城に焦点を当て準備を進めていることをお話しさせていただいたところであります。

特に才蔵については関ヶ原での武功は有名であるものの、生涯を通した詳細な情報が少なく、このことが本町にゆかりのある武将であるにもかかわらず、住民にほとんど知られることがなかった理由ではないかと考えています。今回の大河ドラマを契機として才蔵についてより理解を深めていただけるよう、30種に及ぶ歴史文献から徹底的に分析した永久保存版ともいえるパンフレットをこの9月から始まる可児才蔵を知る歴史講座において配付するとともに、全ての住民の手元に届くよう、ほっとみたけ10月号でも特集を組んでいく予定であります。

また、顔戸城については、土塁から堀底までが約10メートルにも及ぶ空堀が今も残り壮観であるものの、その大半が民有地であることから、周辺住民に迷惑のかからないよう配慮しながら来訪者への案内をする必要があります。現在、ボランティア団体「偲歴会」と連携して、この地を訪れる方たちの受け入れ体制について協議を進めているところであります。こうした歴史的な人物との関係と、本町に残る城址との関連性を整理することで、総体的に観光資源としての価値を高め、本町への誘客のきっかけにしたいと考えております。

安心・安全で快適な生活空間の確保のために、インフラ整備を継続して進めてまいります。インフラは全国的な傾向であります。高度成長期に集中的に整備され、今後は急速に老朽化していくことが懸念されています。それは本町も例外ではありません。現在、老朽化への対策として道路やトンネル、橋梁については、法により5年に1回の点検を行い、その結果をもとに維持、修繕に努めています。今後も、点検、診断、措置のメンテナンスサイクルを続けていくことで、健全で長く使っていただけるインフラを目指してまいります。

また、昨今の豪雨災害などに備えるため、井尻川や前沢川などの河川改修事業については、国の防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策に連携して、地方財政措置率が高い緊急自然災害防止対策事業債が創設されたため、これを活用して事業のさらなる進捗を図るほか、老朽化したため池の廃止など、ため池の被災リスクの低減を図る事業を進めてまいります。

水道事業につきましては、水道管路の耐震化事業である重要給水施設配水管整備工事を長岡配水池から指定避難所の上之郷中学校までの間において進めております。今後も計画的に老朽管路の更新事業を進めつつ、安定した水の供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、速やかな汚水処理人口普及率の向上を目指し、下水道整備計画の見直しを行います。

国事業につきましては、引き続き国道21号の次月、美佐野地内における100ミリ雨量通行規制解除に向け、防災対策事業などの早期完了を国土交通省に対して強く要望してまいります。

新丸山ダム建設事業については、洪水調節機能を高める新丸山ダムの早期完成を切に望むほか、この事業に関連した地域活性化事業として、庁舎整備の敷地造成盛り土材の提供なども要望してまいります。

本年3月にパリ協定の枠組みのもとにおける日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。森林環境税の課税は令和6年度からですが、森林環境譲与税は本年度より令和5年までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借り入れにより対応されるため、本町の歳入額は本年度から令和3年度は198万円、令和4年度から3年間は300万円と3年ごとに増額し、令和15年度からは毎年約700万円となる予定です。用途は間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされておりますので、本町では後年度において計画的に事業を実施していくための基金として森林環境整備基金を設置し、まずは庁舎建設に必要な木材の購入費用に活用したいと考えています。本定例会に必要な条例改正案、補正予算案を上程させていただきました。

学校で学んだことが子供たちの生きる力となって、あすに、そしてその先の人生につながってほしい。学校教育につきましては、こんな願いが込められた新しい学習指導要領が来年度から小学校で、また再来年度からは中学校でスタートします。本町においては、グローバル化の進展に伴い、ますます期待が高まる外国語教育について、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの力を総合的に育むため、引き続き指導員の配置と複数のALT指導体制を推進するとともに、英語が堪能な東濃高校の外国籍生徒と小・中学校の児童・生徒の交流活動を行い、英語に親しみ、積極的にコミュニケーションを図る子供たちの育成に努めてまいります。

また、これからの時代に不可欠となるICT教育の推進につきましては、コンピューターを身近なものとしてさまざまな授業の中でデジタル教材の導入を図る一方で、プログラミング教育を展開できる学習指導体制の確立と情報化機器等の環境配備を進めてまいります。

さらに、郷土を愛し、地域に誇りが持てる人づくりとしてのふるさと教育については、ふるさとの伝統や文化に触れ、豊かな自然や産業、歴史を体験学習できる、ふるさとふれあい夢づくり事業等を継続してまいります。

このほか、各種の教科指導の充実と健康教育、人権教育、環境教育の分野において、知識・技能ばかりでなく、思考力や判断力、表現力を磨き、自他を思いやる人間性を養うためのプログラムを地域や家庭と連携して重点的に進めてまいります。

なお、校舎設備等の教育環境の整備につきましては、懸案事項となっておりました小学校普通教室等へのエアコン設備設置工事が、設計計画と若干変更はありましたが、御嵩、伏見小学

校ともこの8月に完成いたしました。また、この夏休み期間を利用して、給食センターでのフライヤー調理機器を更新したほか、各小・中学校においてもさまざまな修繕や工事を進めさせていただきました。今後も、引き続きよりよい環境の整備を順次図ってまいりますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

願興寺本堂修理事業は、現在、解体作業が本格的に行われており、事業主体である願興寺の負担金約7,700万円を集めるため、支援組織である御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会による募金活動への協力を皆様にお願ひしてまいりましたが、このたび、その追い風となる指定寄附金制度の許可を国からいただくことができました。この制度は、願興寺本堂修理事業に伴う寄附をすると税制上の優遇措置が受けられるもので、期間は本年の7月1日から来年の6月30日の1年間とし、個人で寄附された場合は所得税、法人の場合は法人税の優遇措置を受けることができます。

また、指定寄附金制度の目標とする寄附金額を約2,900万円とし、この目標額が達成できれば、願興寺の負担金額にも到達する見込みであります。これまで御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会では、町内自治会を中心に募金活動を行ってまいりましたが、今後は税制優遇が受けられる指定寄附金制度が活用できることにより、町外の方々や企業等にも寄附金の御協力をお願いできる機会が広がるとともに、寄附される方々にも税制優遇措置を受けられるメリットがあり、この事業にも協力いただける方がふえてくると思います。本町の貴重な文化財であり、国指定重要文化財でもある願興寺を次世代に残していくためにも、指定寄附金制度が多くの方々に利用できるよう周知するとともに、目標額を達成できるよう保存会の募金活動を支援してまいりますので、引き続き皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

平成30年度決算の概要について触れさせていただきます。

水道事業を除く一般会計及び特別会計決算の総額につきましては、前年度と比較して歳入が8.1%の増、歳出が6.2%の増となりました。

このうち、一般会計の歳入では、国庫支出金、県支出金は減額となりましたが、本格化した亜炭鉱跡防災対策事業に係る諸収入の増額が歳入総額を押し上げ、歳入総額は対前年度比で19.7%の増額となりました。

また、一般会計の歳出では、森林学習館整備事業の終了などにより農林水産業費が減額となりましたが、滞在型農業体験施設整備事業などによる総務費の増額や、都市計画基本図修正業務などにより土木費の増額、また本格化した亜炭鉱跡防災対策事業による消防費の増額などにより、歳出総額は対前年度比で18.9%の増額となりました。

次に、地方財政に係る健全化判断比率についても触れさせていただきます。

平成30年度の実質公債費比率は、打ち切り決算による下水道特別会計の公債費が減額と

なったことなどにより、前年度より 0.4 ポイント低い 7.1%となりました。また、将来負担比率については、新火葬場建設に係る可茂衛生施設利用組合による借り入れの増額など、将来負担が増加する要因はありましたが、基金の積み増しなどにより、数値なしの状態を維持しています。私の考える行財政の健全化のポイントは、この将来負担比率とプライマリーバランスです。今後とも新庁舎等の建設事業を見据え、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

令和元年度一般会計補正予算関連についても、主な内容を御説明いたします。

まず歳入についてですが、普通交付税の額の決定により地方交付税を 5,221 万 2,000 円増額したほか、前年度の決算を受けた繰越金 5,987 万 4,000 円などを増額計上しております。

次に歳出ですが、総務費では、個別施設計画策定業務委託料、東京圏からの移住支援事業費補助金や基金積立金など 1 億 315 万 9,000 円を増額したほか、土木費では、自然災害への対策として河川維持工事費など 2,083 万 8,000 円を増額しております。

これらのほか、地方債の補正や消防自動車購入に係る債務負担行為の補正なども行い、補正予算額は歳入歳出ともに 1 億 2,486 万 4,000 円の追加となっております。

今回提案いたしますのは、平成 30 年度の決算認定 6 件、人事案件 1 件、予算関係 5 件、条例関係 9 件、その他議決を求める案件 7 件、報告案件 3 件の都合 31 件であります。後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。長時間にわたり御清聴いただきまして、ありがとうございました。

議長（高山由行君）

ただいま発表がありました施政方針（所信表明）に対し、質問のある方は 9 月 2 日の午後 5 時までには通告書により事務局まで提出していただくようお願いします。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第 4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります薄い緑色の諸般の報告つづりをごらんください。

1. 議員派遣報告書。2. 例月現金出納検査の結果について、令和元年 5 月分から 7 月分までの報告であります。以上の 2 件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第 9 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、

朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、報告第9号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御報告いたします。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、去る8月8日、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものであります。

次の2ページをお願いします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率、さらに公営企業における資金不足比率を一覧表にまとめてあります。

監査委員の意見書は、3ページから6ページに掲載させていただきました。いずれも適正に作成されているものとの意見をいただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、それぞれの資金比率の算定結果を説明させていただきますので、資料つづりの101ページをお開きください。資料つづりの101ページをお願いいたします。

総括表②です。初めに、実質赤字比率は、一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、左側の表の中ほど、平成30年度一般会計決算の実質収支は、小計欄のとおり1億7,987万4,000円の黒字であり、比率としましてはマイナス3.94%で該当なしであります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計のみならず、特別会計、企業会計を含む全ての会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、連結実質収支も、右側の表の下段、合計欄を見ていただきますと8億3,150万9,000円の黒字のため、この比率についても、マイナス18.23%該当いたしません。

102ページをお願いいたします。

総括表③です。実質公債費比率の算定経過をあらわした表であります。

実質公債費比率とは、一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合であります。中段の右端に掲載してありますとおり、平成28年度から平成30年度の3カ年の平均で7.1%であり、早期健全化基準である25%を大きく下回っています。昨年報告しました平成29年度の比率は7.5%であり、0.4ポイント低くなっております。

低くなった要因としましては、上段の表の④公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金額、簡単に言いますと上水道事業と下水道事業へ繰り出した元利償還金相当分ですが、これが平成29年度の約4億4,300万円から3億5,400万円

と 8,900 万円ほど減少しています。これは下水道特別会計が企業会計移行に伴い打ち切り決算を行ったことによるもので、平成 31 年 3 月 31 日が日曜日であったため、償還日が 4 月 1 日、つまり平成 31 年度となったことによるもので、令和元年度の決算においてはこの反動があるということになります。

また、隣の⑤欄、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金欄を見ていただきますと、前年度より約 1,300 万円減少していることも要因で、これは可茂衛生の汚泥再生処理施設の地方債の償還が平成 29 年度で終了したことによるものです。

なお、可茂衛生の火葬場建設に伴う地方債の償還が令和元年度から始まりますので、今年度はまた大きくふえることが予想されます。

103 ページをお願いいたします。

総括表④です。将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき借金残高などの実質的な債務が標準財政規模に占める割合であります。算出経過を掲載しておりますが、右下の括弧欄にあるとおり、平成 30 年度の将来負担比率はマイナス 20.4%となり、昨年に続き、バー表示となりました。

上段の地方債の現在高が昨年度より約 3,500 万円減少したことを初め、将来負担額の要素となる数値の減少に加え、基金の積み増しにより充当可能財源が増加したことにより、下段の分母表の分子 A-B が小さくなり、分母となる C-D が大きくなったことから、昨年度のマイナス 15.4% よりさらにマイナスとなりました。

次に、公営企業における資金不足比率の説明をいたしますので、101 ページにお戻りください。

公営企業には、事業に必要な費用を負担金や料金収入などによって賄う独立採算制の原則があります。公営企業会計の経営が悪化し、借金が膨らみ、一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の会計の収支を事前にチェックするため、公営企業における資金不足比率というのが定められています。表の右をごらんいただきますと、平成 30 年度において水道事業会計は 3 億 3,952 万 9,000 円、下水道特別会計は 1 億 8,914 万円とそれぞれ剰余額を計上しており、資金不足は発生しておりません。

今後とも、法の目的にもありますように、財政の健全性を維持するため、毎年これらの比率を算定し、その結果を議会に報告するとともに、住民へ公表させていただきます。

以上、報告第 9 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明とさせていただきます。

議長（高山由行君）

報告第 10 号 専決処分の報告について（御嵩小学校空調設備設置工事）、報告第 11 号 専

決処分報告について（伏見小学校空調設備設置工事）、以上2件を朗読を省略し、説明を求めます。

学校教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

おはようございます。

諸般の報告つづりの7ページをお開きください。

報告第10号 専決処分の報告について御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

以下に専決処分書がございますが、平成31年御嵩町議会第1回臨時会で議決されました工事請負契約の一部変更について、令和元年7月30日付で専決第6号として専決処分をいたしました。

1. 契約の目的は、御嵩町立御嵩小学校空調設備設置工事であります。2. 契約の金額について、金1億195万2,000円を金1億76万4,000円に変更しました。3. 主な変更理由は、既設キュービクル内にPCBコンデンサーが見つかり、特定有害産業廃棄物として処分費が発生する一方で、各教室での室内設備機器の取り付け位置を変更したことによって、冷媒管やドレン配管の工事の短縮による減額が大きく、全体では118万8,000円の減額となりました。4. 契約の相手方は、市原産業株式会社であります。

資料つづりの104ページをお願いします。

ここには工事請負変更契約の写しが、また105ページには変更に係る全体項目の内容と理由がございます。

また、106ページから111ページにかけては学校校舎の各階ごとの設備配置の設計平面図が、当初の原設計と変更設計に分けて掲載されておりますのでお目通しをください。

以上で報告第10号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第11号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

諸般の報告つづりの8ページをお開きください。

同様に平成31年御嵩町議会第1回定例会で議決された工事請負契約の一部変更について、令和元年7月30日付、専決第7号で専決処分を行いましたので、ここに報告をするものでございます。

1. 契約の目的は、御嵩町立伏見小学校空調設備設置工事。2. 契約金額、金5,886万円を5,995万800円に、109万800円の増額をいたしました。3. 主な変更理由は、空調設備機器を南校舎3階の相談室について追加設置したこと、屋外キュービクルを囲む外周フェンスを追

加改修としたものでございます。契約の相手は、株式会社本州緑化建設であります。

資料つづりの 112 ページには工事請負変更契約の写しが、113 ページには変更に係る項目一覧が、また 114 ページから 119 ページにかけては工事の設計平面図が各階ごとに原設計、変更設計に分けて載せてございますのでごらんください。

以上で報告を終わらせていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第 5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました認定第 1 号から認定第 6 号までと議案第 26 号から議案第 47 号までと、発議第 2 号をあわせ、29 件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件 29 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、決算認定関係です。

認定第 1 号 平成 30 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、認定第 1 号 平成 30 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算認定は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すこととなっております。平成 30 年度決算は、この後、各常任委員会へ付託される予定ですので、私からは決算全体の概要説明とさせていただきます。

初めに決算書をお願いいたします。

決算書の 107 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。平成 30 年度の歳入総額は 83 億 7,294 万 9,823 円、歳出総額は 80 億 9,826 万 7,365 円となり、歳入歳出差引額は 2 億 7,468 万 2,458 円であります。このうち翌年度への繰越財源である繰越明許費繰越額が 9,480 万 8,000 円ありますので、差引実質収支額は 1 億 7,987 万 4,458 円となりました。昨年度と比較し、額にして 348 万 1,132 円、率にして 2%の増となっております。

次に、198 ページから最終ページになります。財産に関する調書であり、公有財産や基金などの平成 30 年度中の増減を示しております。189、190 ページの公有財産の(1)土地及び建物につきましても、平成 30 年度中の増減欄に数字が入っていますが、これらの詳細は、ピンク色の表紙の平成 30 年度主要な施策の成果に関する説明書の一番最後のページ、71 ページに内訳を掲載しておりますので、決算書とあわせて、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、端数処理の都合上、一致しない部分があることをあらかじめ御了承願います。

それでは、資料をかえまして、別冊で表紙が黄色の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、こちらで説明をさせていただきます。黄色の資料をお願いいたします。

1 ページ、2 ページで、一般会計及び特別会計の決算の概要を簡潔にまとめております。

一般会計においては、滞在型農業体験施設整備事業費や2年度を迎え本格化した亜炭鉱跡防災対策事業費の増額などにより、歳入歳出ともに前年度を大きく上回ったことが特徴とも言えます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

一般会計の決算総括表の歳入であります。歳入決算額は、先ほども申し上げましたが、収入済額(C)欄の歳入合計欄に表示してあるとおり、83 億 7,294 万 9,823 円です。対前年度 13 億 7,884 万 7,000 円の増、率にして 19.7%と大きく増加しました。

それでは、前年度決算額と比較し、増減額が大きいもの、特徴的なものを中心に、款ごとに説明をいたします。

少し行を飛びまして、款 06 地方消費税交付金です。前年度と比較し 2,155 万円ほど増額となっています。現在の消費税率 8%のうち、1.7%の2分の1が地方消費税交付金として人口等に応じて市町村に交付されますが、国が進める景気対策等により消費が活発化したものと分析しております。

また、少し飛びまして款 12 分担金及び負担金は、共和中学校のパソコン教室の機器更新に伴う共和中学校組合からの負担金約 916 万円が主な増加要因です。

款 14 国庫支出金は、対前年度マイナス約 2,586 万円と大きく減少していますが、これは臨時福祉給付金事業に係る平成 28 年度の補助金財源を平成 29 年度に繰り越したため、平成 29 年度の収入が膨らんだことによるものです。

款 15 県支出金につきましても 3,298 万円ほど減少ですが、みたけの森の森林学習館建設事業の完了や衆議院議員選挙の委託金の皆減などが主なものでございます。

款 18 繰入金は、財源調整のため財政調整基金の繰入額をふやしたことや、ふるさとふれあい振興基金事業の増加に伴い基金繰入金を増額したことにより、3,418 万円ほど増加しています。

款 20 諸収入は、決算概要でも申し上げましたが、2年度目を迎え本格化した南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業に対する助成金により約 12 億 7,841 万円と大きく増加しております。

なお、6 ページの左端、表全体の中ほどになりますが、収入未済額の合計額を掲載していません。

平成 30 年度の収入未済額は 8,730 万 4,980 円、前年度は 9,303 万 9,844 円でしたので、573 万円ほど減少しております。これは、平成 29 年度に引き続き職員の頑張りによる町税の収納率の向上によるものでございます。

次に、7 ページ、8 ページの歳出決算について御説明申し上げます。

支出済額（B）欄の合計欄、一般会計の歳出総額は、繰り返しになりますが、80 億 9,826 万 7,365 円となりました。前年度と比較して 12 億 8,736 万 1,868 円の増、率にして 18.9%と、歳入同様大きく増加しております。

歳出についても、前年度決算と比較し増減が大きいものを中心に、御説明申し上げます。

款 02 総務費は、滞在型農業体験施設四季の家の建設関連事業費約 4,459 万円により、全体では対前年度約 1,853 万円の増となりました。

その下、款 03 民生費は、福祉医療費の減、臨時福祉給付金の皆減が影響し、対前年度約 2,319 万円の減。

款 06 農林水産業費は、みたけの森森林学習館建設関連事業費が皆減となったことなどにより、全体で 2,576 万円の減少。

款 09 消防費は、先ほど来申し上げています亜炭鉱跡防災対策事業費が前年度からの通次繰越分も含め約 16 億 1,825 万円となったことから、全体で対前年度約 12 億 9,900 万円増加しております。

款 13 諸支出金は、水道事業会計への管路耐震化事業出資金と経営戦略策定業務補助金により、1,036 万円の皆増となっております。

次に、翌年度繰越額（C）欄の説明をさせていただきます。

これらにつきましては、6 月定例会において報告をさせていただいておりますが、款 02 総務費の 2,470 万 4,000 円は、第 4 次 L G W A N 接続環境構築業務 210 万 4,000 円と新庁舎建設基本設計業務 2,000 万円、それから新庁舎基本構想等策定支援業務の 260 万円であります。

款 08 土木費の 6,114 万円は、可児市境にかかる平貝戸橋の補修工事に伴う可児市への負担金 3,800 万円と井尻川改修工事 2,314 万円。

款 09 消防費の 840 円は、亜炭鉱跡防災対策事業に係る継続費通次繰越額でございます。

款 10 教育費は、御嵩小学校、伏見小学校の空調設備設置事業でございます。

ページを飛びまして、21 ページをお願いいたします。

この21 ページから26 ページまでが町税等の収納状況表であります。税目ごとにそれぞれ調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額をお示ししております。

次に、27 ページをお願いいたします。

このページから32 ページにかけて、節別の執行状況表を掲載しております。

次に、33 ページから38 ページは、人件費等明細表です。予算科目ごとに職員数、人件費及び賃金の決算額が載せてあります。備考欄には、それぞれの報酬の支払い対象者の内訳を掲載しております。

39、40 ページは、各会計の過去10年間にわたる歳出決算額の推移であります。

次の41 ページは、地方債の年度末残高の一覧であり、事業区分ごとに借入金額、償還金額、年度末残高を載せております。

平成30年度一般会計におきましては、新たに4億1,663万5,000円の借入れをしまして、元金4億5,166万1,000円を償還していますので、差し引き年度末残高は51億5,984万8,000円で、前年度より約3,502万6,000円、率にして0.7%の減となりました。

下水道特別会計は、平成30年度末の現在高50億3,070万4,000円、前年度と比較して1億6,786万円、率にして4.7%の減となりました。

一般会計、下水道会計を合わせた全体では3億1,792万5,000円、率にして3.2%の減となっております。

42 ページは、地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の用途状況と入湯税の用途状況をお示ししております。

43 ページ、44 ページは、地方自治法第241条第5項の規定により、特定の目的のため設置された定額運用基金の平成30年度における運用状況の報告であります。2つの基金とも、利息の積み増し増による増額のみとなっております。

最後に、別冊でピンク色の表紙のつづりは、主要な施策の成果に関する説明書であります。

1年間の予算執行状況がわかるように、係単位で歳入歳出の主なものを掲載しています。また、この後、御報告がいただけると思いますが、監査委員による決算審査意見書つづりを別冊でお配りしてございますので、あわせてお目通しをお願いいたします。

以上で、認定第1号 平成30年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

認定第2号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号

平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、認定第 2 号、第 3 号、第 4 号について御説明いたします。

概略の説明を申し上げますのでよろしくお願い致します。

初めに、認定第 2 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から説明いたします。

御嵩町の国民健康保険の平成 30 年度末の被保険者数は 4,170 人、世帯数は 2,567 世帯で、社会保険の適用拡大等の影響により減少傾向であります。保険給付費を被保険者数で割った 1 人当たりの平均給付費ですが、平成 30 年度は約 38 万 4,000 円でした。平成 29 年度は約 39 万 4,000 円でしたので、若干ですが減少しております。

今後も給付の適正化及び保険事業の充実、中でも重症化予防対策を推進してまいります。

それでは、決算書の 130 ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額が 22 億 8,112 万 9,771 円、歳出総額が 22 億 2,925 万 884 円となり、実質収支額は 5,187 万 8,887 円であります。

別とじの黄色の表紙の平成 30 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書の 9 ページ、国民健康保険特別会計の歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

まず歳入の 1 番目、国民健康保険税ですが、収入済額が 4 億 4,591 万 8,863 円で、対前年度 1,858 万 1,697 円の減となっております。これにつきましては、被保険者数の減少が影響しているものと考えます。

収納状況につきましては、23 ページをお願いいたします。

下段の国民健康保険税の部分ですが、収納率は、医療、介護、後期高齢者支援分の現年度分と滞納繰越分合計で、全体の収納率は 75.5%でした。前年度比では 1.5 ポイントの増となっております。

9 ページにお戻りください。

国民健康保険税の不納欠損につきましては、合計で 135 件、966 万 5,670 円の不納欠損処分を行いました。

収入未済額につきましては、収納率の向上等もあり、昨年度より 1,829 万 2,533 円減り、1 億 3,509 万 6,060 円となりました。

今後とも被保険者間の公平を保つため、厳正なる調査に基づき滞納処分を行うなど、滞納整理のさらなる強化を行い、財源の確保に努めてまいります。

続きまして、款 03 県支出金は 16 億 3,561 万 3,000 円で、歳出での保険給付費等に対する交付金であります。平成 30 年度から国保制度改革により県も保険者となり、財政面での主体となったことに伴い、昨年度までの国庫支出金、療養給付費交付金及び前期高齢者交付金を廃款といたしまして、県支出金に一本化されたことにより、前年度と比べ 15 億 927 万 5,340 円の大幅な増となりました。なお、こちらにつきましては、歳出での保険給付費の財源となっております。

次に、11 ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

款 02 の保険給付費は 15 億 9,921 万 3,955 円で、対前年度比で 9,808 万 1,119 円で、5.8% の減となりました。これにつきましても被保険者の減少などが影響しておると考えられます。

款 03 の国民健康保険事業費納付金は、平成 30 年度からの国保制度改革により、県も保険者となり財政面での主体となったことに伴い、昨年度までの後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金を廃款とし、新たに国民健康保険事業納付金として新設され、国民健康保険税を財源として県により算定された医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の事業費納付金を県に納付するもので、5 億 485 万 1,022 円の支出となりました。

続きまして、款 04 の保健事業費は 1,774 万 1,894 円で、対前年度比で 399 万 2,236 円、29% の増となりました。主にレセプトデータ等の分析事業や電話による受診勧奨事業などの新規の事業によるものでございます。

続きまして、款 05 の基金積立金は、今年度、国民健康保険基金へ 7,100 万 5,667 円の積み立てを行い、年度末高で 2 億 1,529 万 1,031 円となりました。平成 30 年度からの制度改正により、国保事業納付金の算定結果に備えて、今後は主に保険税率の抑制のために基金を運用していくものであります。

主なもののみ説明いたしましたが、後ほど資料のお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

次に、認定第 3 号 平成 30 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、岐阜県の広域連合で運営されており、各市町村では保険料の徴収と保険証の引き渡し、各種届け出や申請のための窓口業務を行っております。平成 30 年度末の御嵩町での加入被保険者数ですが 2,724 人、平成 29 年度末の被保険者数と比べ 64 人の増加となっており、高齢化に伴いまして、毎年増加しておる状況であります。

それでは、決算状況といたしまして、決算書の 143 ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

平成 30 年度の歳入総額は 2 億 1,451 万 7,515 円、歳出総額は 2 億 787 万 4,536 円で、実質

収支額は 664 万 2,979 円となりました。

それでは、決算の詳細について説明いたしますので、再び黄色表紙の決算に関する説明書の 13 ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、款 01 保険料は、収入済額 1 億 4,522 万 7,100 円で、対前年度 66 万 8,300 円の減となっております。

収納状況につきましては、25 ページの上から 3 段目をごらんください。

後期高齢者医療保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、過年度分を合わせた全体の収納率は 99.3%と、昨年度と比較して 0.3 ポイント増加いたしました。

13 ページにお戻りください。

保険料の不納欠損については、合計で 4 件、7 万 3,900 円の不納欠損処分を行いました。

続きまして、款 04 の繰入金は、事務費、保険基盤安定、保健事業費に係る一般会計のものを合わせて、収入済額が 5,666 万 135 円、歳入全体の 26.4%を占めております。

次に、同じページの下段の歳出であります。

款 02 の後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料や基盤安定負担金などで、支出済額 1 億 9,853 万 1,600 円となりました。歳出予算全体の 95.5%の支出のほとんどを占めております。

款 03 の保健事業費は 464 万 1,950 円で、対前年度比で 20 万 3,771 円、4.6%の増となりました。

主なもののみ説明いたしましたが、ほかの資料も含めお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

最後に、認定第 4 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

介護保険会計は、保険事業勘定とサービス事業勘定に分けて執行しております。

初めに、平成 30 年度の状況を説明いたします。

年度末時点での第 1 号被保険者数は 5,580 人で、昨年より 34 人ふえております。また、要介護認定者数は 921 人で、昨年度比 17 人の増、要介護認定率は 16.5%と 0.2 ポイント増加いたしました。人生 100 年時代に向け、いつまでも住みなれた地域で自分らしく暮らすことができる御嵩町を今後とも目指してまいります。

それでは、保険事業勘定の決算状況の説明に入ります。

決算書の 164 ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額が 17 億 4,151 万 6,473 円、歳出総額が 16 億 7,719 万 8,924 円となり、実質収支は 6,431 万 7,549 円となりました。

それでは、決算について説明いたしますので、黄色表紙の決算に関する説明書、15 ページをお願いいたします。

歳入の初め、款 01 保険料ですが、収入済額 3 億 9,980 万 620 円で、対前年度 3,877 万 4,560 円の増となっております。

収納状況につきましては、25 ページの上から 4 段目をごらんください。

介護保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、過年度分を合わせた全体の収納率は 97.9%でした。対前年度比で 0.3 ポイントの増となりました。

15 ページにお戻りください。

保険料の不納欠損については、合計で 96 件、218 万 520 円の不納欠損処分を行いました。

続きまして、款 03 の国庫支出金は 3 億 6,847 万 9,944 円で、対前年度 1,008 万 1,872 円の減となりました。

款 04 の支払基金交付金は 4 億 3,506 万 3,231 円で、対前年度 954 万 2,005 円の減となりました。

款 05 の県支出金は 2 億 3,988 万 3,590 円で、対前年度 888 万 282 円の減となりました。

款 06 の繰入金金は 2 億 5,457 万 2,740 円で、対前年度 2,120 万 5,981 円の減となりました。

次に、歳出です。

款 02 の保険給付費は 15 億 1,774 万 662 円で、歳出全体の 90.5%を占め、対前年度 1,131 万 5,790 円、0.7%の減となっております。今後とも、より給付の適正化、介護予防事業の充実等を図り、保険給付費の抑制に努めてまいります。介護サービス受給者数は延べ人数で合計 9,979 人と、前年度より 117 人、1.2%減少しております。

款 04 諸支出金は、6,346 万 6,568 円で、対前年度 720 万 2,716 円の減となりました。

款 05 の地域支援事業費は 7,771 万 9,227 円で、対前年度 1,270 万 1,534 円、19.5%の増となりました。地域支援事業は、各種の介護予防事業、高齢者の生活サポートや支援サービスなどを包括的支援事業などに支出をしております。生活支援体制整備事業などの新規事業に伴うものであります。

続きまして、サービス事業勘定について説明いたします。

サービス事業勘定は、介護認定者のうち要支援 1 及び 2 の方の介護相談や介護予防プランを作成する事業の勘定区分となっております。

決算書の 173 ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額が 1,084 万 2,053 円、歳出総額が 1,071 万 6,053 円となり、実質収支額は 12 万 6,000 円となりました。

続きまして、黄色表紙の決算に関する説明書の 17 ページをお願いいたします。

歳入の款 01 のサービス収入 600 万 4,900 円で、対前年度 46 万 2,100 円、8.3%の増となりました。こちらは介護予防プラン作成 1,324 件分で、前年度より 158 件ふえております。

続きまして、歳出です。

款 01 事業費 371 万 8,473 円で、対前年度 37 万 7,780 円、11.3%の増となりました。こちらは介護予防プラン作成をするための日々雇用職員の賃金と、介護支援事業者への一部プラン作成を委託しておる分でございます。

こちらにつきましても、主なもののみ説明いたしましたが、ほかの資料もありますのでお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上で、認定第 2 号、第 3 号、第 4 号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

認定第 5 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 6 号 平成 30 年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

それでは、認定第 5 号及び認定第 6 号について説明をさせていただきます。

なお、2 件ともこの後常任委員会に付託されることとなっておりますので、概略の説明とさせていただきます。よろしく願いします。

初めに、認定第 5 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成 30 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書の 188 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。

1. 歳入総額が 8 億 9,492 万 1,848 円、2. 歳出総額が 7 億 345 万 1,573 円、3. 差引額が 1 億 9,147 万 275 円です。これは、本年度より地方公営企業法を適用するため、本年 3 月 31 日をもって打ち切り決算を行っており、打ち切り決算では出納整理期間はなく、3 月 31 日打ち切り時点での未収金、未払い金は地方公営企業に移行した令和元年度下水道事業会計に属する債権、債務として整理する特例的収入、特例的支出の財源として扱うこととなります。本決算書の収入未済額や不用額にはこの額が含まれておりますので、よろしく願いいたします。

4. 翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が 233 万円ありますので、実質収支額は 1 億 8,914 万 275 円です。

続いて、別冊の黄色い表紙の平成 30 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書

をお願いいたします。

こちらの19ページ、20ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出決算総括表です。歳入の主なものについて、(C)の収入済額、右ページの対前年度増減額、主な理由を説明させていただきます。

款01の分担金及び負担金は、主に受益者負担金になりますが、収入済額941万2,267円で、下水道整備工事完了に伴う負担金賦課面積が減ったことにより246万250円の減額。

款02の使用料及び手数料は、主に下水道使用料になりますが、収入済額1億7,497万4,417円で、打ち切り決算による未収金により1,899万2,865円の減額。

款03の国庫支出金は、下水道整備に伴う国の補助金4,918万円で、補助対象事業費の減少に伴い1,985万円の減額。

2行飛びまして、款06の繰入金は、4億9,442万4,884円で、企業会計移行に伴う下水道基金の全額繰り入れにより1,728万8,884円の増額。

その下、款08の諸収入は1,204万5,371円で、消費税還付金の減により488万321円の減額。

その下、款09の町債は、下水道事業債で1億2,170万円を借り入れ、単独事業量の増により1,250万円の増額。

歳入合計は8億9,492万1,848円となり、前年度と比較しまして1,552万9,288円の減額です。

次に、歳出の主なものについて、(B)の支出済額、右ページの対前年度増減額、主な理由を説明させていただきます。

款01の下水道事業費は、主に流域下水道事業維持管理負担金や工事費で、支出済額3億3,124万3,715円で、未払い金により3,215万6,414円の減額。

款03の公債費は3億7,220万5,208円で、未払い金により1億1,129万2,540円の減額。

歳出総額は7億345万1,573円となり、対前年度比で1億7,464万6,304円の減額です。

この説明書の41ページをお開きください。

地方債現在高について記載してあります。先ほど説明がありましたが、下水道特別会計については、平成30年度中の借入額、償還額を差し引きした平成30年度末の地方債残高は50億3,070万4,000円となり、平成29年度末より1億6,786万円減少しております。お目通しのほどお願いをいたします。

以上で、認定第5号平成30年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算についての説明を終えさせていただきます。引き続き、別冊の平成30年度御嵩町水道事業会計の決算書をお願いいたします。

認定第6号 平成30年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定による利益の処分の議決並びに同法第30条第4項の規定により決算の認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の水道事業会計決算書の13ページをお願いいたします。

初めに、平成30年度水道事業の概要を報告いたします。

3. 業務の(1)業務量です。

2の給水件数は当年度6,530件で、56件の増加となりました。続きまして、6の年間総配水量は215万825立方メートルです。7の年間有収水量は192万6,152立方メートルです。これによりまして、8の年間有収率は89.6%で、0.8ポイントの減です。参考までに平成29年度末数値ではありますが、県内市町村の平均有収率は79.9%でございます。

続きまして、この決算書の1ページ、2ページをお願いします。

平成30年度御嵩町水道事業決算報告でございます。

区分、右ページの決算額について御説明いたします。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入です。

第1款水道事業収益の決算額は6億1,464万4,853円です。このうち、第1項の営業収益は水道使用料収益などで4億8,098万5,532円。

第2項営業外収益は長期前受金戻入などで1億3,365万9,321円。

第3項の特別利益はございませんでした。

次に支出です。

第1款水道事業費用の決算額は5億5,451万1,371円です。このうち、第1項の営業費用は、県水受水費、水道施設の修繕費、委託料、減価償却費などで5億4,832万4,016円。

第2項の営業外費用は、企業債利息、消費税などで618万7,355円。

第3項の特別損失、4項の予備費はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

こちらは資本的収入及び支出です。

収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は7,370万8,895円です。このうち、第1項の出資金は、水道管路耐震化事業に対する一般会計からの出資金で650万円。

第2項の負担金は、給水申込金と水道事業に伴う工事負担金などで5,370万8,895円。

第3項の県支出金は、県生活基盤施設耐震化等交付金で1,350万円です。

次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は2億5,165万5,392円です。このうち、第1項の建設改良費はテレメーター、中央監視盤更新工事、重要給水施設配水管布設がえ工事、下水道関連工事などで2億3,166万5,206円。

第2項の償還金は、企業債元金償還金で1,999万186円です。

欄外の財源補填説明でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,794万6,497円は、過年度分損益勘定留保資金6,513万8,687円、当年度分損益勘定留保資金8,212万7,844円、減債積立金1,999万186円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,068万9,780円で補填いたしました。

次に、5ページをお願いします。

損益計算書です。

消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

当年度の純利益は下から4段目に記しました4,974万9,449円です。これに、前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を合わせた当年度未処分利益剰余金は1億610万8,814円です。

次の6ページは剰余金計算書となります。後ほどお目通しいただき、7ページをお願いします。剰余金処分計算書です。

先ほど5ページの損益計算書にて御説明いたしました当年度未処分利益剰余金のうち、3段目の3,428万3,637円を減債積立金に積み立て、1,546万5,812円を建設改良積立金に積み立て、1,999万186円を資本金へ組み入れることとするものです。

以降、8ページ、9ページには貸借対照表、10ページ以降には決算の附属書類として、1. 概況、12ページには2. 工事、13ページには3. 業務等を掲載しております。

17ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書になります。平成30年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示したもので、一番下段の期末残高は3億2,773万4,420円となりました。

また、別紙といたしまして、平成30年度の未収金、未払い金の内訳を添付しておりますので、あわせてお目通しのほどよろしくをお願いします。

以上で、認定第6号 平成30年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしてい

たきます。

監査委員 安藤信治君。

監査委員（安藤信治君）

それでは報告させていただきます。

意見書つづりがございますので、お出しいただきたいと思います。

まず、1 ページをお願いします。

御監第 20 号、令和元年 8 月 19 日、御嵩町長 渡邊公夫様、御嵩町監査委員 安藤雅博、同じく安藤信治。

平成 30 年度各会計歳入歳出決算の審査意見について。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 30 年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

1. 審査の概要、(1) 審査の対象、平成 30 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算、平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成 30 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成 30 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算。

(2) 審査の期日等、令和元年 8 月 6 日火曜日、7 日水曜日、8 日木曜日、御嵩町役場第 2 委員会室で行いました。

(3) 審査の手続、この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、①予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、②決算の計数は正確であるか、③財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかに主眼を置いて、関係諸帳簿を調査照合するとともに、定例監査及び例月出納検査の結果を考慮し、あわせて一般会計及び各特別会計歳入歳出決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書等により関係職員の説明を聴取するなど慎重に審査を行いました。

2. 審査の結果、平成 30 年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに各基金の運用状況を示す書類について、関係諸帳簿と照合及び関係職員の説明を聴取し審査した結果、①予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認められた。2 番、決算の計数は正確であると認められた。3. 財産の取得、管理及び処分は適正に行われていると認められた。

以下、総括につきまして、総括意見、それから各課に対する意見については別紙 1 及びその他関係書類をお目通しいただきたいと思ひます。

なお、この中で各課に対する意見の中で、先ほどから再三出てくるんですけど、4 ページ、

上下水道課の関係で、下水道使用料全体の収納率について 88.6%、前年対比 10.5%減と収納率の低下が見られるが、下水道特別会計について平成 31 年 4 月 1 日に地方公営企業法を適用したことにより、平成 31 年 3 月 31 日をもって打ち切り決算を行ったためである。したがって、平成 29 年度の収納率は 5 月末までの出納整理期間を含めたものであり、低下の原因は出納閉鎖時期の差であったということをつけ加えさせていただきます。

続きまして、7 ページをお願いします。

平成 30 年度定額資金運用基金に対する意見書でございます。

地方自治法第 241 条第 5 項の規定により運用状況を示す書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出するというので、1. 審査の概要、審査の結果につきましては、お目通しを願いたいと思います。一応適正に作成されたことと認められておりますので、よろしく願います。

続きまして 8 ページ、これは水道事業会計の決算でございますが、平成 30 年度御嵩町水道事業会計決算の審査意見についてということで、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査された平成 30 年度御嵩町水道事業会計の決算について審査を終了したので、その結果について次のとおり意見を提出するというのでございます。

審査の概要、審査の結果についてお目通し願いたいと思います。

それから、その下の経営状況についても以下述べさせておりますので、別表 1 から 4 を参考にさせていただいて経営状況についてもお目通しを願いたいと思います。

以上、簡単ではございますが、審査の意見を報告させていただきました。

議長（高山由行君）

御苦労さまでした。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 11 時 10 分といたします。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

休憩前に続いて、次は人事案件です。

議案第 26 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、議案第 26 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明申し上げます。

議案つづり 3 ページをお願いいたします。

細野政成さんは平成 21 年 10 月から教育委員を務めていただいております、本年 9 月 30 日をもって任期満了となります。引き続き再任をお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

生年月日は昭和 23 年 1 月 17 日、住所は御嵩町伏見 1010 番地。

任期は、令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。

資料つづり 1 ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

続いて、補正予算関係に入ります。

議案第 27 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第 27 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

補正予算書つづりをおめぐりいただき、ピンク色の表紙の裏面、1 ページをお願いいたします。

第 1 条第 1 項で、歳入歳出予算の補正は、既決予算額に 1 億 2,486 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 99 億 4,034 万円とする旨規定しております。

第 2 条では繰越明許費の設定を、第 3 条では債務負担行為の補正を、第 4 条では地方債の補正について規定をしております。

2 ページからの第 1 表は後ほどのお目通しをお願いしまして、6 ページの第 2 表 繰越明許費をお願いいたします。

土木費の井尻川改修工事について繰越明許費を設定させていただきます。今年度と来年度の 2 カ年限定の大変有利な起債である緊急自然災害防止対策事業債を活用するため、井尻川の改修施工延長を増加させたことにより、年度内の工事完了が見込めなくなったため、繰越明許費の設定をお願いするものです。ちなみにこの起債の充当率は 100%で、70%が交付税措置されるというものでございます。

7 ページ、第 3 表 債務負担行為補正をお願いします。

本補正予算におきまして、1 件の債務負担行為の追加をお願いします。

丸 20 年を迎える消防団第 3 分団の消防ポンプ車を更新させていただきますが、年度内の納車が困難なことから令和 2 年度まで 2,100 万円を限度額とした債務負担行為を設定させていただきます。なお、予算措置につきましては、全額来年度当初予算に計上させていただきます。

8 ページに参りまして、第 4 表 地方債補正で、1 件の追加と 3 件の変更をお願いします。

県単林道谷山線の県の補助裏に、先ほど御説明しました緊急自然災害防止対策事業債を充てるため、新たに 400 万円を限度額とした起債 1 件の追加をお願いします。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでありますので、後ほどのお目通しをお願いします。

変更の 1 つ目ですが、河川改修事業に係る起債 3,000 万円を 5,340 万円に増額変更するものです。これは井尻川の改修工事について、当初防災対策事業債 3,000 万円の借入を予定しておりましたが、財源を先ほど御説明しました緊急自然災害防止対策事業債に変更するとともに、事業量をふやすことから借入額も増額させていただくものと、この起債を活用して前沢川と権上洞川の河川維持工事を前倒しして行うこととしたことによる増額、合わせて 2,340 万円の限度額の増額をお願いいたします。

2 つ目、消防防災設備整備事業は、限度額を 220 万円減額し 1 億 3,700 万円とするもので、当初備品購入費で計上していた火災放送システムについて、防災行政無線のデジタル化事業の中に組み込むこととしたため、歳出予算の減額とともに起債額も減額するものです。

3 つ目、臨時財政対策債は、交付税本算定の結果により、臨時財政対策債発行可能額が見込みより少なかったため、131 万円減額させていただきます。

いずれの起債につきましても、起債の方法、利率、償還方法に変更はございません。

次に、歳入の補正について説明いたしますので、11 ページをお開きください。

款 02 地方譲与税、項 03 森林環境譲与税は、本年度始まった森林環境譲与税の交付決定見込みにより 198 万円の追加です。

款 09 地方特例交付金 852 万 5,000 円及び款 10 地方交付税 5,221 万 2,000 円は、令和元年度分の交付額確定による増額で、地方特例交付金には住宅ローン減税分のほか、消費税率引き上げに伴う需要平準化対策として 10 月から 1 年間自動車取得税にかわる環境性能割、軽自動車環境性能割税率が 1%軽減措置されますが、その減収補填特例交付金であります。

款 12 分担金及び負担金の項 01 分担金は、比衣地内の農業用水路改良工事に伴う N T T の河川移設補償費に係る地元分担金 9,000 円の増額。

12 ページ、款 14 国庫支出金、目 02 民生費国庫補助金の節 01 社会福祉費補助金は、プレミアム付商品券事業について臨時職員の雇用を取りやめたため事務費補助金 52 万 5,000 円の減額と、就学前障害児発達支援の無償化に伴うシステム改修費に対する 10 分の 10 の補助金 16 万 2,000 円の追加です。節 02 児童福祉費補助金は、民間保育所御嵩保育園が行う事故防止推

進事業に対する補助金 18 万円の追加。

目 06 消防費国庫補助金は、消防団用のデジタル簡易無線機購入に対する消防団設備整備費補助金 34 万円の追加。補助率は 3 分の 1 です。

款 15 県支出金、項 01 県負担金は、国民健康保険税本算定に伴い、国民健康保険基盤安定負担金 180 万 2,000 円の減額。

同じく県支出金の項 02 県補助金、目 01 総務費県補助金は、名鉄広見線活性化協議会に対する大河ドラマ関連の上乗せ負担分 91 万円に対し、2 分の 1 の補助がつきましたので 45 万円の追加と、東京圏からの移住した方への補助に対する 4 分の 3 の県補助金 75 万円の追加です。

目 02 民生費県補助金の節 01 社会福祉費補助金は、可児医療協議会協力負担金の増額分に対する 2 分の 1 の県補助金 5 万 7,000 円の増額。節 02 児童福祉費補助金は、美濃加茂市にある山手幼稚園が本年度から幼稚園型認定こども園に移行したことに伴い、施設型給付費補助金 20 万 3,000 円の追加です。対象児は 4 人でございます。

目 04 農林水産業費県補助金は、ふしみ営農による農業用機械に購入に 10 分の 10 の補助内容がありましたので 90 万円の追加と、ため池機能の廃止事業に対する補助金が減額される見込みとなりましたので 807 万 8,000 円を減額させていただきます。

13 ページの 1 行目、県単土地改良事業補助金は、比衣地内の農業用水路改良工事に伴う NTT の河川移設補償費に係る県補助金 1 万 2,000 円の増額。

目 07 教育費県補助金は、中山道の景観づくり事業について県との協議により事業内容を変更したことから、180 万 1,000 円減額させていただくものです。

款 17 寄附金、目 01 指定寄附金は、可児市内の事業所から子ども・子育て支援事業にと 100 万円の寄附をいただきましたので、民生費寄附金として追加しています。

款 18 繰入金、項 01 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金は、本補正予算の財源調整として 4,083 万 6,000 円の繰り入れ減と、目 02 ふるさとふれあい振興基金繰入金は、名鉄広見線活性化協議会負担金に県補助金がつきましたのでその分の繰り入れ減と、みたけの森まつりの中止により実行委員会への協賛補助金を皆減したことによる繰り入れ減、合わせて 103 万円の減額です。

14 ページ、項 02 特別会計繰入金は、平成 30 年度決算に基づく繰出金の精算返還金で、後期高齢者医療特別会計 103 万 7,000 円、介護保険特別会計につきまちは 1,020 万 1,000 円の繰入金を計上しております。

款 19 繰越金は、平成 30 年度一般会計の決算に伴い、当初予算額と実質収支額との差額 5,987 万 4,000 円の増額です。

款 20 諸収入、目 05 雑入の節 01 総務費雑入は、育休対応臨時職員賃金の補正増額等に伴い

4,000 円の増額。

節 02 民生費雑入は、幼児教育無償化に伴い 10 月以降保育園児の副食代を徴収することから、負担金として 342 万 9,000 円の追加と、平成 30 年度、広域連合へ支払った後期高齢者医療給付費負担金の精算返還分として 1,196 万 1,000 円を追加計上しております。

節 04 農林水産業費雑入は、大久後、小和沢の町有林の森林経営による素材売り払い収益 153 万 7,000 円の増額と、前沢、中地内の送電線保護のための線下伐採補償料として、電力会社から 22 万 3,000 円の収入を見込んでおります。

15 ページ、款 21 町債につきましては、先ほど第 4 表で御説明したとおりでございます。

16 ページから歳出になります。

今回の補正におきましては、4 月 1 日付の人事異動や 7 月までの実績に基づき、各科目において人件費の補正をさせていただいておりますが、これら人件費の説明は省略させていただきますので、よろしくお願いします。

款 02 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費、節 04 共済費と節 07 賃金は、2 名の職員の育児休暇に対応する臨時職員の雇用に係るもので、それぞれ 37 万円、227 万 9,000 円の増額です。

目 03 企画費は、個別施設計画策定に向けた助言や指導業務の委託料 365 万 2,000 円の追加。

目 10 地方創生事業費は、東京圏からの移住者に対する補助金 100 万円の追加。財源内訳の 75 万円は県補助金を充当しております。

目 15 諸費は、グリーンテクノみたく内の企業の町民法人分に大口の還付案件が発生しましたので、300 万円を増額させていただきます。

目 16 基金費は、この後条例改正で御説明申し上げますが、新たに森林環境整備基金を設置することから、歳入で御説明した森林環境譲与税、町有林の素材売り払い収入、線下伐採補償費を合わせた 374 万 2,000 円を積立金として追加。福祉向上基金は、指定寄附金としていただいた 100 万円を積み立てるもの。財政調整基金は、平成 30 年度決算剰余金のうち、約 2 分の 1 に当たる 8,993 万 8,000 円を積み立てるものです。

項 02 徴税费は省略しまして、17 ページをお願いします。

項 03 戸籍住民基本台帳費の節 13 委託料は、これも後ほど条例改正をお願いしますが、旧氏でも印鑑登録が可能となることから、印鑑登録証明について旧氏の併記ができるようにするためのシステム改修委託料として 138 万 6,000 円の増額。

款 03 民生費、項 01 社会福祉費の目 02 国保年金事務等取扱費は、国保税本算定により、基盤安定繰出金 240 万 3,000 円の減額と、平成 30 年度決算に基づき特定健診等繰出金を 44 万 5,000 円増額しております。

2行飛んで、目 05 介護保険費は、特別会計での繰出金対象事業費の増額による繰出金の増額 10 万 5,000 円と、決済に基づく繰出金の増額 464 万 8,000 円です。

18 ページの一番上段、目 06 社会福祉医療費は、福祉医療協力費に係る単価の増額により、可児医療協議会協力負担金を 11 万 5,000 円増額。

1行飛んで、目 09 障害福祉費は、歳入でも同額を計上しましたが、就学前障害児発達支援の無償化に伴うシステム改修委託料で、16 万 2,000 円の追加。

目 10 プレミアム付商品券費は、臨時職員の雇用を取りやめたことにより、節 04 共済費と節 07 賃金を皆減して商品券の販売を金融機関にお願いすることとしたため、販売手数料 192 万 5,000 円の増額をお願いするものです。

下の表、項 02 児童福祉費の目 02 児童運営費、節 19 負担金、補助及び交付金は、御嵩保育園が事故防止推進事業として午睡チェックや無呼吸アラームといった機器購入に対する補助金 27 万 1,000 円の追加。

19 ページへ参りまして、款 04 衛生費の目 01 保健衛生総務費は、5 月にいきいき健康まつりを終えたことに伴い、実績に基づき協賛補助金を 11 万 3,000 円減額。

すぐ下の目 04 成人保健費は、2 月の環境フェアでみたけ健康ポイントの抽せん会を行ったことから、5 月の健康まつりでの抽せんを見送ったことにより、賞賜金 60 万円の減額です。

次の款 06 農林水産業費、項 01 農業費の目 03 農業振興費は、県補助金の内示を受け、ふしみ営農による農業用機械、大型の草刈り機ですが、この購入に係る補助金 90 万円の増額。

目 04 農地費の節 13 委託料と節 15 工事請負費は、ため池廃止に係る事業費の補正で、当初予定していた 8 カ所の廃止設計委託業務を 2 カ所に減らし、長岡第一ため池の廃止工事を追加するものです。

節 22 補償、補填及び賠償金は、比衣地内農業用水路改良工事に伴う N T T 河川移転補償費 3 万円の追加。

20 ページ、項 02 林業費の 4 段目、目 05 生活環境保全林費は、みたけの森まつりの中止により協賛補助金 58 万円を皆減するものです。

1つ表を飛びまして、款 08 土木費、項 02 道路橋梁費の目 03 道路新設改良費は、町道柳澤・青木線の未改良部分の用地取得に向け、公有財産購入費で 150 万円を追加。

目 04 橋梁維持費は、橋梁の P C B 含有検査を前倒ししたことにより、橋梁点検委託料 200 万円の増額です。

21 ページ、土木費の項 03 河川費の目 02 河川維持費と目 03 排水新設改良費は、地方債補正で御説明したとおり、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、前沢川と権上洞川の維持工事費 1,050 万円、井尻川の改修工事に 690 万円を増額させていただきます。

1 つ表を飛んで、款 09 消防費、目 01 非常備消防費の節 12 役務費と節 27 公課費は、消防庁から県を通して消防団が使用する消防車両の無償貸与の要望調査があり、積載車の無償貸与貸し付けを要望したところ、無償貸し付けしていただくことが決定しましたので、この無償貸与に伴う自動車損害保険料及び自動車重量税の増額でございます。

1 行戻って節 18 備品購入費は、消防団設備整備補助金補助事業を活用しまして、デジタル簡易無線機の購入に 102 万円を追加。

目 04 防災費は、地方債の補正で御説明したとおりです。

22 ページ、款 10 教育費の目 02 教育振興費は、交付税本算定に基づき共和中学校への分担金を 122 万 8,000 円増額するもの。

項 04 生涯学習費の目 02 公民館費は、御嵩、中、伏見公民館の補修工事を発注したところ、外壁等において当初の見込みより広範囲な修繕が必要となったことにより、483 万 4,000 円を増額。

目 05 文化財維持費は、節 13 委託料の 2 行目、中山道景観づくり周辺森林保全推進事業については、当初は全部業者委託を前提とした予算計上をしておりましたが、県との補助採択協議により地域住民を巻き込んだ事業とすることとなったことにより、委託料を 367 万 4,000 円減額し、作業をしていただく方に剪定、伐採の指導をしていただく指導員や作業前の生物調査に係る調査員への謝礼として 11 万 7,000 円、それから作業用のヘルメットや手袋、かえ刃の購入や事業周知のパンフレットの印刷など、需用費を 51 万 2,000 円増額。

また、節 15 工事請負費の 1 行目、補助事業活用周知看板の設置に 28 万 9,000 円と、節 18 備品購入費として作業用のチェーンソーや草刈り機などの機器購入費として 95 万 5,000 円を追加しております。

戻って、節 13 委託料の 1 行目、史跡等管理委託料は、南山城址公園の展望対策のため、支障木の伐採委託料として 29 万 7,000 円の増額。

節 15 工事請負費の 2 行目、薬師祭礼の山車などの部材を保管する仮設倉庫を中山道みたけ館駐車場に設置するため 40 万 6,000 円を追加。

節 19 は薬師祭礼の山車などの部材について、一時保管場所への往復の運搬賃や保険を掛けたことなどにより祭礼運営費がかさんだことから、保存会に対する補助金を 45 万 8,000 円増額するものでございます。

23 ページ、項 05 保健体育費の目 02 海洋センター費は、ねりんピックの開催を実行委員会形式で行うこととしたことによる予算の組み替えで、ねりんピック用の需用費と備品購入費、合わせて 55 万円を減額し、実行委員会への補助金を同額計上しております。

一般職の person 費の補正を行っておりますので、24 ページには給与費明細書を、また 25 ペー

ジには債務負担行為に関する調書を、26 ページには地方債の年度末残高見込みに関する調書を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 27 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 28 号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 29 号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 30 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、議案第 28 号、第 29 号、第 30 号について御説明いたします。

まず初めに、議案第 28 号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

補正予算つづりの中の黄色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,086 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 23 億 1,486 万 7,000 円とするものです。

5 ページをごらんください。

歳入ですが、款 01 の国民健康保険税は、本算定による補正となっております。一般・退職合わせて 3,120 万 7,000 円の増額となりました。当初予算につきましては、納付金算定時の標準保険率ベースで予算編成しておりますものを、本算定に伴い実数字へ変更したためでございます。賦課総額に対して収納率を一般被保険者は 96%、退職被保険者等は 100%を見込んで算出しております。

次に、款 03 県支出金は、退職被保険者等高額療養費の給付見込みの増に伴い、37 万 5,000 円増額いたします。

6 ページをお願いいたします。

款 05 繰入金は、国民健康保険税の本算定及び特定健診精算に伴う補正で、195 万 8,000 円の減額となります。

款 06 繰越金ですが、平成 30 年度の実質収支確定により、4,124 万 3,000 円の増額となります。

続いて、歳出の説明になります。

7 ページをお願いいたします。

款 02 保険給付費ですが、今年度の退職被保険者の高額療養費の給付見込みの増により、37 万 5,000 円の増額であります。

款 03 国民健康保険事業費納付金ですが、8 ページにまたがりませんが、一般の医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分とともに、保険税の本算定に伴う財源内訳の変更であります。

8 ページをお願いいたします。

中段の款 05 基金積立金ですが、平成 30 年度決算に伴う繰越金等を積み立てるために補正するものであります。5,921 万 8,000 円の増額となります。

下段の款 06 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金ですが、これは昨年度の保険給付費等交付金の普通交付分の精算に伴う償還金として 1,127 万 4,000 円の増額となります。

以上で、議案第 28 号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

続きまして、議案第 29 号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

補正予算つづり、薄紫色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 523 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 2,223 万 1,000 円とするものです。

それでは、4 ページをお願いいたします。

歳入からになります。

款 06 繰越金は、平成 30 年度実質収支確定によるものです。523 万 1,000 円の増額となります。

次に、歳出に移ります。

款 04 諸支出金、項 02 繰出金は、平成 30 年度の事務費及び保健事業に係る一般会計繰出金の精算に伴い、103 万 7,000 円の増額になります。

次に、款 05 予備費は、収支調整として 419 万 4,000 円を増額するものです。

以上で、議案第 29 号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

続きまして、議案第 30 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

補正予算つづり、オレンジ色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条として保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,902 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 17 億 8,402 万円とするものであります。

第2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万円を追加し、歳入歳出予算の総額を921万円とするものであります。

それでは、保険事業勘定から御説明いたしますので、7ページをごらんください。

歳入となります。

款01 保険料ですが、介護保険料の本算定賦課によるものであります。特別徴収分、普通徴収分を合わせて296万5,000円の減額となります。これにつきましては、保険料軽減対象者の拡大等が影響しております。

次に、款03 国庫支出金ですが、地域支援事業費交付金の精算に伴い、19万円の増額となります。

次に、款05 県支出金ですが、地域支援事業費交付金の精算に伴い、13万9,000円の増額となります。

8ページをお願いいたします。

款06 繰入金、項01 一般会計繰入金、目02 地域支援事業繰入金は、地域支援事業費の精算に伴い、一般会計からの繰入金の464万8,000円の増額となります。

目05 その他繰入金は、歳出の款01 総務費の備品購入費の増に伴い、10万5,000円の増額となります。

続けて、項02 介護サービス事業勘定繰入金は、平成30年度介護サービス事業勘定繰越金12万6,000円を繰り入れるものとなります。

款08 繰越金は、平成30年度実質収支確定により5,677万7,000円の増額です。

続いて、9ページをお願いいたします。

歳出となります。

款01 総務費、項01 総務管理費、目01 一般管理費は、国保連合会伝送用パソコンのセキュリティ対策の変更により備品購入費が10万5,000円の増額となります。

款03 基金積立金、項01 基金積立金、目01 介護給付費準備基金積立金は、歳入歳出予算額の調整により834万4,000円の増額となります。

款04 諸支出金、項01 償還金及び還付加算金、目02 償還金は、平成30年度分の国・県支払基金からの交付金を精算し、不用となった額を返還するために3,816万円の増額となっております。

続けて、項02 繰出金、目01 一般会計繰出金は、平成30年度の介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金等の一般会計からの繰出金の精算に伴い、1,020万1,000円の繰り出しとなっております。

続いて、10ページをお願いいたします。

目 02 介護サービス事業勘定繰出金は、平成 30 年度の地域支援事業費の精算に伴い、221 万円の繰り出しとなります。

続きまして、介護サービス事業勘定のほうを説明いたします。

13 ページをごらんください。

歳入ですが、款 04 繰入金、項 01 保険事業勘定繰入金、目 01 保険事業勘定繰入金は、平成 30 年度地域支援事業費の精算により、保険事業勘定より 221 万円の繰り入れを行います。

歳出につきましては、款 02 諸支出金、項 01 繰出金は、介護サービス事業勘定繰越金の確定に伴い、12 万 6,000 円の増額となります。

款 03 予備費は、歳入歳出額の調整により 208 万 4,000 円の増額となります。

以上で、議案第 30 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。

以上で、議案第 28 号、29 号、第 30 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（高山由行君）

議案第 31 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

議案第 31 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明させていただきます。

補正予算つづりの緑色の表紙、裏面の 1 ページをお願いいたします。

令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、企業会計移行に伴う特例的収入、特例的支出、引き継ぎ金が確定したことによる補正と、後ほど説明する資本的収支予算の補正です。

第 2 条から説明させていただきます。

第 2 条、令和元年度御嵩町下水道事業会計予算第 4 条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 9,100 万円」を「3 億 9,435 万円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,258 万円」を「1,353 万 9,000 円」に、「引継金 4,029 万 8,000 円」を「6,090 万 7,000 円」に、「当年度利益剰余金処分量 1 億 1,172 万 5,000 円」を「9,350 万 7,000 円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入は第 1 款資本的収入を 1,360 万円増額し 2 億 360 万円に、支出は第 1 款資本的支出を 1,695 万円増額し 5 億 9,795 万円とするものです。

次のページの第 3 条は、平成 30 年度決算に伴う特例的収入及び支出の補正です。予算第 4

条の2中「2,217万円」を「2,341万7,000円」に、「1億5,603万7,000円」を「1億5,398万1,000円」に補正するものです。

第4条は企業債の補正です。公共下水道建設事業を300万円増額し1億370万円に、流域下水道事業負担金を1,060万円増額し1,230万円とするものです。

第5条は利益剰余金の処分の補正です。予算第11条中「当年度利益剰余金のうち870万2,000円」を「9,350万7,000円」に、「減債積立金870万2,000円」を「9,350万7,000円」に改めるものです。

次の3ページは補正予算実施計画、4ページからは本年4月1日の予定開始貸借対照表、7ページからは令和2年3月31日の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどお目通しのほどお願いし、12ページをお願いいたします。

補正予算実施計画明細書です。

資本的収入及び支出の部といたしまして、収入の款1資本的収入の企業債は、南山台東団地面整備工事に伴う地下埋設物等支障移転補償費の増額などで300万円。岐阜県より木曾川右岸流域下水道事業の事業量増の通知があったことに伴う関係市町負担金の増額として1,060万円。

支出の款1資本的支出、節32補償費は、南山台東団地面整備工事の水道などの地下埋設物等支障移転補償費の増額として640万円。

節27負担金は、収入で説明しました負担金の増額として1,055万円です。

13ページをお願いします。

令和元年度予定キャッシュ・フロー計算書です。後ほどお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で、議案第31号、御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は午後1時とします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

続きまして、条例関係について行います。

議案第32号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 若尾宗久君。

住民環境課長（若尾宗久君）

それでは、議案第 32 号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案は議案つづりの 6、7 ページ、資料は資料つづり 2 ページから 6 ページにかけて概要及び新旧対照表を載せております。

資料つづり 2 ページの御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の概要をごらんください。

条例改正の趣旨といたしまして、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により、令和元年 11 月 5 日から住民票等への旧氏の記載が可能となることから、旧氏による印鑑登録ができるように所要の改正を行うとともに、字句の改正を行うものであります。

概要としまして、今回の改正については、概要 1、2 のとおり自治省が示す市町村が行う印鑑登録事務について準拠すべき事項を定めた印鑑登録証明事務処理要領の改正内容に準拠するもので、旧氏による印鑑登録及び外国人住民に係る印鑑登録について片仮名表記でも登録が可能となるように改正するものであります。

また、改正に合わせて、条文中の字句の改正を概要 3 のとおり行うものであります。

なお、施行日は令和元年 11 月 5 日とします。

議案と条例の新旧対照表につきましては、後ほどお目通しください。

以上で、御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 33 号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第 34 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第 44 号 財産の取得について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

それでは、議案第 33 号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりの 8 ページから 15 ページに議案となります条例全文を掲載しておりますが、資料にて御説明いたしますので資料つづりの 7 ページをごらんください。

この会計年度任用職員といいますのは、地方自治法と地方公務員法の一部改正によりまして、一般職の非常勤職員が会計年度任用職員として新たな位置づけが創設されるものです。この創

設に伴い、条例の制定を行うものであります。

制定趣旨でございますが、地方自治法第 203 条の 2 第 5 項、第 204 条第 3 項及び地方公務員法第 24 条第 5 項に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものでございます。

概要でございます。

1. 給与の定義については第 2 条で定義しております。フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、期末手当ほか通勤手当などの各種手当、パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬と期末手当となっております。

2. フルタイム会計年度任用職員については第 3 条から第 17 条で規定しております。①給料は第 3 条から第 6 条にて、御嵩町職員の給与に関する条例の給料表に基づいて支給する。職務の級は等級別基準職務表によって、号給は規則で定める基準に従い任命権者が決定することとしております。②から④の第 7 条から第 15 条では、各種手当の支給については給与条例等を準用して支給するなど規定しております。

次の 8 ページ、3. パートタイム会計年度任用職員については第 18 条から第 29 条に規定しております。①報酬は第 18 条から第 22 条にて、フルタイム会計年度任用職員の基準月額をもとに勤務時間に応じて算出する。特殊勤務、時間外勤務などには相当する報酬を支給する。②期末手当は第 24 条にて、任期が 6 カ月以上の場合に支給する。1 週間当たりの勤務時間に応じて支給割合が変わる。③費用弁償は第 28 条、第 29 条にて、通勤手当は給与条例により支給し、額は規則で定める。旅費は費用弁償を支給することなど規定しております。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日です。

以上で、議案第 33 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 34 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 16 ページからになりますが、資料で御説明いたしますので、資料つづりの 9 ページをお願いいたします。

改正趣旨としましては、先ほどの条例でも御説明いたしました会計年度任用職員が創設されることに伴い、関係する条例の改正を行うものであります。

概要につきましては、1. 会計年度任用職員も適用対象となることに伴い改正する条例が 5 つでございます。御嵩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、フルタイム会計年度任用職員について公表の対象に追加する改正を行うものです。ほか 4 件につきましても、会計年度任用職員の適用に必要な改正を主に行うものです。

2. 会計年度任用職員については別途定めることを明記する条例が 2 つでございます。御嵩

町職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、会計年度任用職員については規則で定めること。御嵩町職員の給与に関する条例につきましては、会計年度任用職員の給与は別の条例で定めることとしております。

3. 引用条文の改正に伴い改正する条例は2つで、御嵩町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、御嵩町各種委員等給与条例でございます。

施行日は、令和2年4月1日です。

次の10ページから24ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で議案第34号の説明を終わります。

続きまして、議案第44号 財産の取得について御説明いたします。

議案つづりの39ページをお願いいたします。

地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する物品は、個人情報系及び業務系端末。取得の方法は、指名競争入札。取得金額は660万円。取得の相手方は、岐阜県岐阜市吉野町6丁目6番地、トーテックアメニティ株式会社岐阜事業所、所長 大橋卓也であります。

資料つづりの96ページをお願いいたします。

ここでは売買仮契約書、そして97ページには入札執行結果公表一覧表を掲載しておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で議案第44号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第35号 消費税等の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第40号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第35号、議案第40号、2件続けて御説明申し上げます。

初めに、議案第35号 消費税等の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

条例案は議案つづり21ページ、22ページのとおりでございますが、後ほどお目通しいただくとしまして、資料にて御説明申し上げますので、資料つづりの25ページをお願いいたします。

改正の趣旨ですが、10月1日より消費税率が10%に改められることに伴い、町内各施設の

使用料について消費税相当額を転嫁した額に改正するものでございます。

概要について御説明いたします。

まず、改正する条例ですが、表にお示ししました9つの条例を一括して改正するため、全9条で構成しております。また、それぞれの施設の使用料の改正案の額につきましては、次のページ以降にあります施設ごとの新旧対照表にて御確認いただきますようお願いいたします。

次に、改正内容でございますが、現在、内税方式としている使用料について、現行の使用料から消費税の引き上げ分を加算した額に改めます。算出方法は、現行の使用料の額は平成26年4月に消費税が5%から8%に引き上げられたときには1年半後に10%にすることが既に決まっておりましたので、8%の段階では据え置きまして、10%への引き上げに合わせて見直すこととしていたことから、使用料の額を1.05で割り戻して税抜きの使用料を出し、新たな税率1.1を掛けることで改正後の使用料を算出しております。その際、10円未満の端数が生じた場合は切り上げ処理をしております。

附則におきまして、この条例の施行日は令和元年10月1日とし、経過措置として改正後の使用料は施行日以降に許可された使用料から適用する旨を規定しています。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

続きまして、議案第40号 御嵩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

改正条例案は議案つづりの35ページのとおりでございますが、こちらも後ほどお目通しいただくとしまして、資料にて御説明申し上げますので、資料つづりの81ページをお願いいたします。

改正の趣旨としましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、地方公務員法の一部改正法が12月14日に施行されることとなっております。これを踏まえ、当該条例についても改正を加えるものでございます。

改正内容につきましては、成年被後見人等を理由に不当な差別をしないよう、成年被後見人等は非常勤消防団員とならないことを規定する第4条第1号を削除するものでございます。

その他記載のとおり字句の修正や、第4条第1号を削除したことに伴い、本文中の引用条項を改めております。

また、附則において、この条例の施行日は公布の日とすることを規定しています。

82ページの新旧対照表につきましては、こちらも後ほどお目通しをお願いしまして議案第40号の説明を終わります。

2件続けて御説明申し上げます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

議案第 36 号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 45 号 中濃地域農業共済事務組合同約の変更について、議案第 46 号 中濃地域農業共済事務組合の解散について、議案第 47 号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、以上 4 件を朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 高木雅春君。

農林課長（高木雅春君）

それでは、議案第 36 号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 23 ページとなりますが、説明につきましては資料つづりにて行いますので、資料つづりの 39 ページをお願いいたします。

条例の改正趣旨は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成 31 年 4 月 1 日から施行され、森林環境譲与税が創設されたことに伴い、この譲与税と町有林に係る収入相当額を積み立て、必要に応じて活用するための基金を新たに設置するためのものです。また、新たに基金が設置されたことに伴い、基金を処分する場合の事由を整理するための所要の改正を行います。

次に、新たに設置する基金の概要です。基金の名称は森林環境整備基金です。設置目的は、森林整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるためです。積立額は、森林環境譲与税と町有林に係る収入に相当する額としています。町有林に係る収入の収入例は、森林経営信託に係る信託積立金や分収造林等に係る素材売り払い料金などです。次に、基金を処分する場合は、設置目的に適合する経費に充てる場合です。その施策例は、間伐などの森林整備や森林整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進、そのほかの森林の整備の促進に関する施策です。

次に、2 の所要の改正についてです。これは低炭素まちづくり基金にも森林整備を行う場合に基金を処分するとありますので、森林整備を行う場合に処分する基金を森林環境整備基金と特定することとし、所要の改正を行います。

この条例の施行日は、公布の日となります。

40 ページと 41 ページは新旧対照表となりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 36 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 45 号 中濃地域農業共済事務組合同約の変更について御説明いたします。

議案つづりの 40 ページをお開きください。

中濃地域農業共済事務組合は、中濃管内 5 市 7 町 1 村で組織され、事務所が関市にある組合

ですが、令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月1日付で岐阜県を全域とする岐阜県農業共済組合を設立する予定で手続を進めております。

中濃地域農業共済事務組合の規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

組合が解散した場合において、関市が決算などの事務を承継するという規定を追加するものであります。

なお、規約の変更は岐阜県知事の許可のあった日から施行するものであります。

資料つづり98ページは、規約の新旧対照表を掲載しておりますので、あわせてお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上で、議案第45号について御説明を終わらせていただきます。

次に、議案第46号 中濃地域農業共済事務組合の解散について御説明いたします。

議案つづりは41ページをお願いいたします。

中濃地域農業共済事務組合を解散することについて、地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

協議する内容は次の3点です。

1点目は解散の期日で、令和2年3月31日をもって解散するものとしています。

2点目は解散の理由で、農業共済事業のより一層の効率化、合理化を目指して、令和2年4月1日に県下全域を対象とした農業共済組合を設立するため、中濃地域農業共済事務組合を解散することとしています。

3点目は事業の譲渡についてです。解散に伴い、中濃地域農業共済事務組合農業共済条例に基づき行っている残存する共済事業の全部を新組合の岐阜県農業共済組合に譲り渡すものとしております。

以上で、議案第46号について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第47号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について御説明いたします。

議案つづり42ページをお願いいたします。

中濃地域農業共済事務組合の解散に伴い財産を処分することについて、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

中濃地域農業共済事務組合の解散に伴い、組合の財産は岐阜県農業共済組合の帰属となりま

す。その詳細は表のとおりとなります。表中、有形固定資産から、次ページ、43 ページの表の3行目、その他所有する事務物品等につきましては、関市にある事務所と事務所内に存在するものでございます。そのほかに国債などの金融資産が4億円あります。

以上で、議案第 47 号について御説明を終わらせていただきます。よろしく審議のほどお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 37 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 38 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

議案第 37 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第 38 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この2つの条例は関連しておりまして、議案第 38 号の示す条例により事業認可基準を前提に議案第 37 号の条例により運営基準ということがなることから、今回の一部改正条例案の説明につきましては、まず先に議案第 38 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案つづりの 32 ページをお願いします。

こちらでは改正分をお示ししております。

改正内容につきましては、資料のほうで説明させていただきますので、あわせて資料つづりの 73 ページをお開きください。

平成 27 年度から運用されています子ども・子育て支援制度では、市町村による認可保育事業について小規模保育事業など4分類の保育事業を地域型保育事業として位置づけ、実施されております。ただ、児童福祉法による基準では、この地域型保育事業を家庭的保育事業と表記しており、この条例も同様に表記をしております。また、この御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、町が地域型保育事業の認可を行うに当たり、児童福祉法による基準に基づき町の条例で定めるものとし、その認可基準を規定しているものであります。その認可基準の規定の一つとして、利用乳幼児に対する保育が家庭的保育事業等による保育の提供終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育、または保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う保育所、認定こども園及び幼稚園を確保しなければならないとしております。

ただ、附則で連携施設の確保が著しく困難で、必要な支援を行うことを前提として連携施設の確保が5年間猶予されております。その上で今回の改正の概要であります。家庭的保育事業等のうち、連携施設の保育要件を全て満たした事業が少ない状況を鑑みまして、国において対応方針が決定され、それを受け今回の改正となりました。

改正の概要の1つ目として、家庭的保育事業所等による卒園後の連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするもので、その場合は利用定員が20名以上である企業主導型保育事業に係る施設、または地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設を卒園後の連携協力を行うものとして確保しなければならないとするものであります。

2つ目として、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては連携の確保を不要とするものであります。

3つ目として、食事の提供については原則自園処理により行わなければならないところ、現在、附則にて5年間自園処理を行わなくてもよいとされております。その上で家庭的保育事業の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、その努力義務を課しつつ、猶予する経過措置期間を10年とするものであります。

4つ目として、卒園後の受け皿として保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な連携施設の確保が5年間猶予されているものを、その経過措置期間を10年に延長するものであります。

施行日は、令和元年10月1日であります。

資料つづり74ページから77ページに条例の新旧対照表をお示ししておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上で議案第38号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

続きまして、議案第37号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは24ページであります。改正内容につきましては資料のほうで説明しますので、あわせて資料つづりの42ページをお開きください。

この御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、施設事業者が認可を受けた後、事業運営への給付の対象となり、町から支給を受けることとなります。そのためには申請により町から確認を受ける必要があります。その際に運営に関する基準を満たす必要があり、この運営に関する基準を子ども・子育て支援法による基準に基づき市町村が条例で定めているものであります。

なお、この条例の題名にもありますが、市町村から給付対象として確認を受けたものを特定教育・保育施設、特定地域型保育事業といたします。

今回の改正の概要であります。1つ目として、利用した負担額等に係る受領の規程のうち、食事の提供に要する費用の取り扱いについて、子ども・子育て支援法の改正により、幼稚園、保育所等の保育料が令和元年10月1日から無償化されることとなりますが、給食に関する費用については無償化の対象外とし、利用者の負担となります。現在、給食費のうち主食費を実費で負担していただき、副食費は保育料の一部として負担していただいておりますが、無償化に伴い年少児から年長児の子供の保育料は無料となりますが、副食費は負担していただくものであります。ただし、年収360万円未満相当の世帯と第3子以降の子供については副食費は免除となります。この場合の多子減免における第3子の考え方につきましては現行どおりとし、認定こども園などに通う第1号認定子供は小学校3年生終了前の子供の数をカウントし、保育所に通う第2号認定子供は小学校就学前の子供の数をカウントすることとします。

概要の2つ目から4つ目までは、議案第38号による条例改正を受けての同様の規定について改正をしておりますので、説明は省略させていただきます。

次のページ、43ページをお願いいたします。

5つ目として、原則としてゼロ歳児から2歳児への保育を提供する地域型保育事業者等は、保育所や認定こども園、幼稚園よりも比較的小規模であり、地域型保育事業所の職員の病気等による代替保育の連携施設も確保する必要がありますが、著しく困難であると認める場合であって、資料の中ほどの①と②の要件を満たす場合には事業規模を勘案する場合がありますが、小規模保育事業のA型、B型、または事業所内保育事業を代替保育の連携施設にかえることができるとするものであります。

6つ目として、法改正による略称の変更や条項ずれに伴う改正であります。

施行日は、令和元年10月1日です。

資料つづりの44ページから72ページに条例の新旧対照表をお示ししておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上で、議案第37号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第39号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

議案第 39 号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案は議案つづりの 34 ページになりますが、資料で説明させていただきます。

資料つづりの 78 ページをお願いいたします。

今回の改正は 3 点ありますので、改正趣旨、概要の順で、順に説明させていただきます。

1 点目は、水道法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を定めるものです。

概要は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者について 5 年ごとに指定の更新を受けることとなるため、指定給水装置工事事業者の更新手数料を 1 回につき 1 万円と定めるものです。

2 点目は、水道法施行令の一部が改正されたことにより、条ずれが生じたため改正するものです。

概要は、施行令第 5 条が第 6 条に繰り下げられたため、条例で引用している部分につき改正を行うものです。

3 点目は、水道法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、布設工事監督者の資格要件を改正するものです。

概要は、省令の改正に伴い、技術士第 2 次試験の上下水道部門の選択科目である水道環境が上水道及び工業用水道に統合されたことから、布設工事監督者の資格要件中の水道環境を削るものです。

施行日は、1、2 の改正規定は令和元年 10 月 1 日、3 の改正規定は公布の日です。

次のページ、79 ページからの新旧対照表につきましては、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上、議案第 39 号について御説明させていただきました。御審議のほどお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 41 号 工事請負契約の変更について、議案第 42 号 工事請負契約の変更について、議案第 43 号 工事請負契約の変更について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 筒井幹次君。

亜炭鉱廃坑対策室長（筒井幹次君）

それでは、議案第 41 号 工事請負契約の変更について説明をさせていただきます。

議案つづりの 36 ページをお願いいたします。

平成 31 年御嵩町議会第 1 回臨時会（議案第 1 号）で議決された工事請負契約を次のとおり

変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、平成 30 年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第 1 期②防災工事です。2. 契約の金額、11 億 73 万 6,000 円を 17 億 9,386 万 1,260 円に変更するものがございます。3. 変更の理由は、工事施工区域の追加による増額及び竣工期限の延長です。4. 契約の相手方は、飛島・天野特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社天野建設です。

続いて、資料つづりの 83、84 ページをお願いいたします。

こちらには工事請負仮変更契約書の写しを添付しております。

1 枚めくっていただきまして、85 ページをお願いいたします。

工事対象区域を示した図面を添付しております。施工箇所は中地内の西田自治会内です。図面中央の薄く網かけがしてあります現在施工中の工事区域に、西側と北側で隣接する濃い網かけの区域が地盤脆弱性調査の結果、第三者委員会において新たにレベル 1 と判定されましたので、この第 1 期②防災工事に追加し施工させていただくものがございます。

工事概要としましては、右下の枠内に各工種の変更前と変更後の数量が掲載してございますので、御確認をお願いいたします。

以上で、議案第 41 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 42 号 工事請負契約の変更について説明をさせていただきます。

議案つづりのほうは 37 ページをお願いいたします。

平成 31 年御嵩町議会第 1 回臨時会（議案第 2 号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものがございます。

1. 契約の目的は、平成 30 年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第 2、3 期防災工事でございます。2. 契約の金額、18 億 6,948 万円を 22 億 8,478 万 320 円に変更するものです。3. 変更の理由は、工事施工区域の追加による増額及び竣工期限の延長です。4. 契約の相手方は、飛島・大日本土木・國本起業特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は大日本土木株式会社及び株式会社國本起業です。

続いて、資料つづりの 86、87 ページをお願いいたします。

こちらは工事請負仮変更契約書の写しとなっております。

次に、88 ページをお願いいたします。

工事区域を示した図面を添付しております。施工箇所は、中地内、桃井病院南側の県道御嵩・可児線から国道 21 号北側までの一帯と、田原医院周辺の国道 21 号南側の一帯です。図面中央の薄く網かけがしてあります現在施工中の工事区域に、西側と北東側で隣接する濃い網かけの区域が地盤脆弱性調査の結果、第三者委員会において新たにレベル 1 と判定されましたの

で、この第2、3期防災工事に追加し、施工させていただくものです。

工事概要は、同じように右下の枠内に各工種の変更前、変更後数量が載せてありますので、御確認をお願いいたします。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

最後に、議案第43号 工事請負契約の変更について説明をさせていただきます。

議案つづりのほうは38ページをお願いいたします。

平成31年御嵩町議会第1回臨時会（議案第3号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、平成30年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第4期防災工事です。2. 契約の金額、12億6,144万円を16億7,284万5,680円に変更するものでございます。3. 変更の理由は、工事施工区域の追加による増額及び竣工期限の延長となっております。4. 契約の相手方は、徳倉・御嵩重機特定建設工事共同企業体、代表構成員は徳倉建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社御嵩重機建設です。

資料つづりのほう91、92ページをお願いいたします。

こちらが工事請負仮変更契約書の写しとなっております。

最後に1枚めくっていただきまして、93ページをお願いいたします。

工事対象区域を示しました図面が添付されております。施工区域は、顔戸地内国道21号から北側の一帯とあゆみ館北側の中地内長瀬地区の一部です。図面右側と中央下の薄く網かけがしてあります現在施工中の工事区域に、西側と北側で隣接する濃い網かけの区域が新たにレベル1と判定されましたので、この第4期防災工事に追加し施工させていただくものでございます。

工事概要としましては、右下の枠内に示してございますので御確認をお願いいたします。

以上、議案第41号、議案第42号、議案第43号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、発議第2号 新庁舎等建設特別委員会の設置について、議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 中村治彦君。

議会事務局長（中村治彦君）

それでは、別葉の発議第2号をごらんください。

朗読いたします。

発議第 2 号

新庁舎等建設特別委員会の設置について

御嵩町議会委員会条例（昭和 62 年条例第 15 号）第 5 条の規定により、次のとおり新庁舎等建設特別委員会を設置するものとする。

令和元年 8 月 30 日提出

提出者	御嵩町議会議員	大 沢 まり子
賛成者	〃	谷 口 鈴 男
〃	〃	加 藤 保 郎
〃	〃	山 田 儀 雄
〃	〃	安 藤 雅 子

新庁舎等建設特別委員会の設置について

新庁舎の建設に関する調査等を行うため、委員 11 人をもって構成する新庁舎等建設特別委員会を設置し、下記事項について調査を付託するものとする。

なお、本委員会は、調査事項を終了するまで、閉会中も継続して調査を行うことができるものとする。

記

- 1 新庁舎を拠点としたまちづくり及び行政機能に関すること
- 2 新庁舎の建設スケジュールに関すること
- 3 新庁舎建設に関する情報発信に関すること

以上でございます。

議長（高山由行君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第 2 号 新庁舎等建設特別委員会の設置について、提出者より説明を求めます。

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

それでは、発議第 2 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

新庁舎の整備につきましては、平成 28 年第 3 回定例会において新庁舎整備特別委員会を設置し、調査、研究を重ね、令和元年第 2 回定例会にて最終報告を議長に提出されました。引き続き新庁舎建設に係るさまざまな課題を把握、検証し、町民サービスの向上に資することを目的として前身である新庁舎整備特別委員会の意を酌み、新庁舎等建設特別委員会を設置したい

と考えます。本特別委員会は新庁舎建設に関し、安全性、機能性、快適性、耐久性及びユニバーサルデザインや地球環境への影響等を考慮し、先進性を見越した建設を調査、研究し、その都度担当部局との連携を保ちながら新庁舎建設事業の調査、研究を行ってまいります。

設置目的は、ここに上げております3点です。

1点目は、新庁舎を拠点としたまちづくり及び行政機能に関することです。新庁舎を中心に周辺の土地利用や公共施設等の利活用を含めた一体的な計画であるか。町民が集い、安らげる空間、活動スペースが確保され、町民の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとし、十分に高齢者や障害者等に配慮されているか。職員の業務上のニーズを適切に把握した上で、行政運営の中心となる本庁業務の効率性、生産性向上に資する庁舎であるか。多様化する将来の行政需要と変化に対し、ICT化等柔軟に対応しているか。総合防災拠点として情報の収集、発信、また指揮命令機能の確保が発揮できるよう万全が期されているか。以上が1点目です。

2点目は、新庁舎の建設スケジュールに関することです。これはスピード感を持って事務を進められているか。建設価格の動向を初めとする建設費用の増大要因や計画に係る職員の業務負担を鑑みて、拙速に陥ることがないように、またスケジュールに追われて検討が不十分にならないよう慎重かつ柔軟に検討されているか。以上が2点目です。

3点目は、新庁舎建設に関する情報発信に関することです。建設費用に係る財政負担を含め、町財政の状況など、将来にわたり町民への負荷がかからないことが十分に説明がなされているか。新庁舎の配置、プランニング、事業手法など複数案の提示がなされる場合は、案ごとの差異やメリット、デメリットを明示するなど、わかりやすい説明がなされているか。町民への説明や意見聴取については、パブリックコメントなど広く意見を聴取し、町民が納得できる取り組みを検討、実施されているか。以上、3点目となります。

町長が重要施策の一つと位置づけています新庁舎等整備事業であります。引き続き意思決定機関として、町の未来の両輪の一つを担う議会として積極的に討議を行い、その決定に当たり議会としての説明責任を果たしていく必要があると考えます。

そこで、新庁舎の整備に関する調査、研究をするため、委員11名をもって組織します新庁舎等建設特別委員会を設置することを御提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は14時10分とします。

午後1時56分 休憩

午後2時10分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第 6、議案の審議及び採決を行います。

これより、議案第 26 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

採決の前に質疑を行います。

この同意案件について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

続きまして討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認めます。

議案第 26 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 26 号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行君）

議案第 41 号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 41 号 工事請負契約の変更について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 42 号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 42 号 工事請負契約の変更について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 43 号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 43 号 工事請負契約の変更について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

発議第 2 号 新庁舎等建設特別委員会の設置についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第 2 号 新庁舎等建設特別委員会の設置について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

特別委員会委員の選任

議長（高山由行君）

日程第 7、特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました新庁舎等建設特別委員会の委員の選任を行います。

ここで事務局に選任名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

選任につきましては、御嵩町議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により議長の指名によるとありますので、お手元に配付しました名簿のとおり新庁舎等建設特別委員会委員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、特別委員会委員は配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、新庁舎等建設特別委員会委員が選任されましたので、ここで委員会を開催していただき、正・副委員長の互選をお願いします。

この後、新庁舎等建設特別委員会は、第1委員会室で委員会を開催してください。委員会の進行につきましては、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時委員長として委員長の互選まで進行していただきますようお願いいたします。その後、委員長が副委員長の互選の進行をお願いいたします。

ここで暫時休憩をします。

午後2時16分 休憩

午後2時25分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

新庁舎等建設特別委員会から委員長、副委員長の選任報告がありましたので、事務局長に発表させます。

議会事務局長 中村治彦君。

議会事務局長（中村治彦君）

それでは、新庁舎等建設特別委員会の委員長を発表いたします。

加藤保郎議員が委員長に選任されました。副委員長には大沢まり子議員が副委員長に選任されました。以上でございます。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月5日木曜日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時30分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 奥 村 悟

署 名 議 員 安 藤 信 治

